

資料編

資料1 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

資料2 府中町廃棄物減量等推進審議会における審議、答申

資料3 意見募集（パブリックコメント）の結果

資料4 アンケート調査結果

- ・町民アンケート調査
- ・事業者アンケート調査
- ・町内会アンケート調査

資料5 ごみ組成調査結果

資料6 ごみ排出量の予測（現状推移）

資料7 ごみ排出量の予測（目標）

資料8 用語説明

資料1	府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資料-1
資料2	府中町廃棄物減量等推進審議会における 審議、答申	資料-5
資料3	意見募集（パブリックコメント）の結果	資料-12
資料4	アンケート調査結果	資料-13
	・町民アンケート調査	資料-13
	・事業者アンケート調査	資料-24
	・町内会アンケート調査	資料-36
資料5	ごみ組成調査結果	資料-39
資料6	ごみ排出量の予測（現状推移）	資料-45
資料7	ごみ排出量の予測（目標）	資料-68
資料8	用語説明	資料-73

資料1 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和48年3月30日条例第18号

最終改正 令和元年6月25日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(清潔の保持)

第2条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努め、その土地にみだりに廃棄物が捨てられないように適正な管理をするとともに、捨てられた廃棄物は、自らの責任をもって処理するなどその清潔の保持に努めなければならない。

(町の責務)

第2条の2 町は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量及び再生利用を推進するとともに廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持を図るものとする。

2 町は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する町民の自主的な活動を支援するとともに町民と事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(町民の責務)

第2条の3 町民は、不用品の活用等により廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を推進し、生じた廃棄物を自ら処分すること等により廃棄物の減量に努めなければならない。

2 町民は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理に関し町の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量化を図らなければならない。

3 事業者は、物品の販売等に際して過剰包装の自粛、容器の回収等を行うことにより、その物品が販売された後において廃棄物となる量が少なくなるように努めなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第4条 法第6条第1項の規定による一般廃棄物（ふん尿を除く。以下同じ。）の処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）は、年度開始前に告示する。

2 前項の計画に重要な変更があったときは、その都度告示する。

(占有者の協力義務)

第5条 法第6条第1項に規定する区域(以下「処理区域」という。)内における土地又は建物の占有者は、日常生活から生ずる一般廃棄物の減量を図るとともに、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するよう努めなければならない。

2 処理区域内における土地又は建物の占有者は、自ら処分しない一般廃棄物については、町長の指示する方法に従わなければならない。

3 一般廃棄物のうち、人体に有害な影響を及ぼすもの、爆発等危険性のあるもの、著しく悪臭を発するものその他処理作業に支障を及ぼすおそれのあるもの又は一時的に多量の廃棄物を排出する場合は、町長の指示する方法に従い、適切な処理をしなければならない。

4 処理区域内における土地又は建物の占有者は、本町が行う廃棄物の不法投棄の防止その他生活環境の清潔保持に関する施策に協力しなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第5条の2 一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に排出された廃棄物のうち、紙類、布類、金属類その他の再利用の対象となる物として町長が定めるものについては、町長及び町長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 町長は、町長及び町長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の3 法第5条の7の規定により一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、府中町廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量等に関する事項について、町長の諮問に応じて審議し、町長へ答申する。

3 審議会の委員は、12人以内とし、任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 その他必要な事項は、別に定める。

(一般廃棄物の自家処理の基準)

第6条 処理区域内における土地又は建物の占有者で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する者は、その廃棄物を法第6条の2第2項に定める基準に準じて処理しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第7条 町は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物が町の処理施設に搬入された場合においては、町長が定める時期に一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 前項の一般廃棄物処理手数料の額は、別表第1に定める額とする。

3 町は、町において家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物のうち町長が定める大型ごみの収集及び運搬を行う場合、又は当該大型ごみが町の処理施設に搬入された場

合においては、町長が定める時期に大型ごみ収集運搬手数料を徴収する。

4 前項の大型ごみ収集運搬手数料の額は、別表第2に定める額とする。

5 既納の手数料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第8条 町長は、特別の事由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料及び大型ごみ収集運搬手数料を減免することができる。

(一般廃棄物収集運搬業の許可)

第9条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(許可申請等の手数料)

第10条 町は、前条の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を受けようとする者から、許可の申請の際、次に掲げる手数料を徴収する。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円

(2) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 10,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可証の交付)

第11条 町長は、第9条の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新をしたときは、所定の許可証を交付する。

2 一般廃棄物収集運搬業者は、前項の許可証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なくその旨を届出て許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第12条 町長は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(許可証再交付申請手数料)

第13条 町長は、第11条第2項の規定に基づき許可証の再交付を受けようとする者から、再交付申請の際、1件につき2,000円の手数料を徴収する。

2 既納の手数料は、還付しない。

(罰則)

第14条 第5条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(府中町行政手続条例の適用除外)

第16条 第5条の2第2項の規定による命令について、府中町行政手続条例（平成14年条例第2号）第3章の規定は、適用しない。

(補則)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 府中町清掃条例（昭和38年条例第12号）は、廃止する。

別表第1（第7条関係）

区分	単位	金額
一般廃棄物処理手数料	10キログラムまでごとに	101円

備考 一般廃棄物の重量は、町長が認定する。

別表第2（第7条関係）

区分			手数料の額（1個につき）
大型ごみ収集運搬 手数料	特定家庭用機器廃 棄物	収集及び運搬を行 う場合	2,850円
		搬入に伴う運搬を 行う場合	2,140円

備考 この表において、「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。

府中町廃棄物減量等推進審議会設置要綱

府中町廃棄物減量等推進審議会設置要綱

最終改正 平成31年4月1日

(設置)

第1条 廃棄物の諸問題に対する住民への意識の啓発並びに廃棄物の減量化及び資源化等を推進するための方策を審議するため、府中町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 廃棄物の減量化及び資源化の方策に関すること。
- (2) 廃棄物の調査及び研究並びに住民に対する意識啓発に関すること。
- (3) 廃棄物に関する諸問題の解決策の検討に関すること。
- (4) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 各種団体
- (5) 関係行政機関

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任できるものとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、町職員の中から町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会に出席して、意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町民生活部において処理する。

(費用弁償)

第9条 委員の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償については、府中町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年条例第38号）による。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月23日から施行する。

府中町廃棄物減量等推進審議会委員

役職	氏名	所属
会長	三浦 浩之	広島修道大学 国際コミュニティ学部
副会長	宍戸 篤	府中町北部町内会連合会
委員	根木 文彦	府中町南部町内会連合会
委員	本田 誠治	株式会社 本田春荘商店
委員	野田 陽子	株式会社 サンリブ サンリブ府中
委員	中畑 裕子	府中町婦人会
委員	中尾 幸子	府中町女性会
委員	増原 稔則	府中町公衆衛生推進協議会
委員	山重 洋子	府中町公衆衛生推進協議会
委員	川上 普子	府中町食生活改善推進員協議会
委員	品川 朋之	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課

任期：令和3年12月13日から令和5年12月12日まで

府中町廃棄物減量等推進審議会における審議

開催日	審議内容
令和4年7月26日	令和4年度 第1回 府中町廃棄物減量等推進審議会 ○府中町ごみ処理基本計画の数値目標、取り組み実施状況の点検・評価について ○府中町ごみ処理基本計画の中間見直しについて
令和4年11月25日	令和4年度 第2回 府中町廃棄物減量等推進審議会 ○府中町ごみ処理基本計画の改定について
令和5年3月2日	令和4年度 第3回 府中町廃棄物減量等推進審議会 ○府中町ごみ処理基本計画の改定について

府中町ごみ処理基本計画の改定について（諮問）

府環発第232号
令和4年11月25日

府中町廃棄物減量等推進審議会
会長 三浦 浩之 様

府中町長 佐藤 信治

府中町ごみ処理基本計画の改定について（諮問）

府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条の3第2項の規定に基づき、
下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 府中町ごみ処理基本計画の改定について

府中町ごみ処理基本計画の改定について（答申）

令和5年3月2日

府中町長 佐藤 信治 様

府中町廃棄物減量等推進審議会
会長 三浦 浩之

府中町ごみ処理基本計画の改定について（答申）

令和4年11月25日付け府環発第232号で諮問がありました府中町ごみ処理基本計画の改定について慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得ましたので答申します。

記

府中町ごみ処理基本計画改定（案）について当審議会において調査及び審議を行った結果、適切であると判断します。

なお、審議の過程における主な意見は、次のとおりです。

計画の改定及び推進にあたっては、当審議会の意見等に十分配慮され、今後の計画推進に努められることを要望します。

1 排出抑制、資源化の推進

ごみの排出抑制、適正分別による資源化の推進は、排出者である住民・事業者の理解と協力が必要です。取り組みの推進においては、行政からの一方的な情報発信にとどまらず、取組事例や効果をわかりやすく具体的に示すなど、排出者の主体的な行動につながる広報、周知啓発を効果的に実施すること。

また、SNS等も活用し、単身居住者、転入者、若年層など、対象を絞って重点的に広報、周知啓発するなど、多様な手法を用いて進めていくこと。

2 食品ロスの削減

廃棄される未利用食品を、重量だけでなくコストで示すなど、より身近な問題として住民・事業者の意識に働きかけるとともに、それぞれが連携・協力して食品ロス削減の取り組みを推進していくこと。

また、販売や購入の際の取り組みについては、事業者、県や近隣市町とも連携して取り組みを進めていくよう努めること。

なお、組成調査の調査方法を見直すなどして食品ロスの排出実態をより詳細に把握し、取り組みの改善・強化を図っていただきたい。

3 プラスチックごみの削減、資源化の推進

プラスチック資源循環促進法の施行を踏まえ、消費者が購入時にプラスチック容器包装の少ない商品を選択することや、小売店等でのプラスチック容器包装の使用抑制、リサイクル可能な容器包装材への置き換えなど、プラスチックごみ発生抑制の取り組みを住民・事業者・行政が連携して推進すること。

併せて、現在、分別収集している白色トレイ以外のリサイクル可能な容器包装プラスチックの分別収集・資源化について、実施に向けた具体的な調査・検討を早期に進めていくこと。

4 雑がみ等資源物の適正分別、資源化の推進

平成 30 年度に開始した雑がみ収集は、一定の効果が上がっている一方で、アンケート調査では約 4 割が「雑がみ分別収集の名前も内容も知らない」と回答しています。このため、より一層の広報、周知啓発を行い、雑がみ収集の普及と適正分別により紙類の資源化を推進すること。

また、多様な資源回収方法の一つとして、資源物の拠点回収についても、引き続き調査研究を進めること。

5 ふれあい収集

令和 5 年度から実施予定の「ふれあい収集」については、高齢者等世帯以外の単身世帯やひとり親世帯など、大きなごみを出しにくい家庭への対応についても検討すること。また、実施にあたっては、さまざまな媒体や機会を活用し、住民への十分な周知を行うこと。

さらに、今後も社会環境や住民ニーズの変化を捉え、適切な制度となるよう対応していくこと。

6 事業系ごみの排出削減

業種・業態等による排出状況やごみの性状の特性を調査し、事業者にも効果的な排出削減の提案・働きかけを行うなど、事業系ごみ排出削減の取り組みを強化していくこと。

また、その処理責任を踏まえ、排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、適正排出に向けた啓発・指導を強化していくこと。

7 次期広域処理施設の検討

次期広域処理施設の検討においては、積極的にエネルギー回収や資源化が進められるよう、安芸地区衛生施設管理組合及び安芸郡 4 町で連携し、多角的に十分な検討を行っていくこと。

また併せて、プラスチック類の資源化等による焼却処理量の削減についても、連携して取り組みを進めていくこと。

8 不法投棄対策、資源物の持ち去り対策

生活環境の保全において、不法投棄対策、資源物の持ち去り対策は重要な問題の一つであり、アンケート調査においても住民・事業者から高い関心が寄せられています。そのため、継続した啓発により予防に努めるとともに、違反行為に対しては警察等とも連携し、厳格に対応していくこと。

また、区域外からの不法投棄に対しては、近隣自治体とも連携して対策を強化すること。

9 家庭系ごみ有料化を含めたごみ処理手数料の適正なあり方の調査研究

家庭系ごみ有料化については、実施ありきではなく、目的や期待される効果を明確にするとともに、実施によって懸念される不適切排出や不法投棄、低所得者などへの配慮等も考慮し、慎重に調査研究を進めていくこと。

また、すべての住民に影響する施策であることから、検討内容については、検討段階のできる限り早期から、当審議会をはじめとして、広く住民や関係者の意見を聴き、十分な検討を行っていくこと。

10 地域協働による環境づくりの推進

ごみ減量・リサイクルの取り組みは、住民・事業者・行政による主体的な取り組みとともに、それぞれが連携・協働して取り組みを進めることにより相乗的な効果が期待されます。そのため、行政が橋渡し役となって、協働・連携による取り組みを推進していくこと。

また、協働・連携による取り組みは、まちづくりにおいても重要な視点です。地域協働によるごみ減量・リサイクルの取り組みを進めるとともに、ごみ減量・リサイクルを通じて、地域コミュニティが活性化されることを期待します。

11 計画の進捗管理

計画を実効性のあるものとして推進していくためには、進捗管理が重要です。各年度のPDCAサイクルにより、適切な時期に点検・評価を行い、改善点を次の取り組みに反映させながら、着実に計画を推進していくこと。

また、計画の進行管理においては、さまざまな機会に住民・事業者から幅広い意見を聴きながら計画を推進していくこと。

本計画では、基本理念に「ごみのスリム化へ みんなで取り組む循環型のまち あきふちゅう」を掲げ、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進していくこととしています。そのためには、3Rの中でも特に優先してごみを発生させないリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を推進していく必要があります。

また、これまでの取り組みに加え、新たな課題に対しても、柔軟性・迅速性をもって総合的かつ計画的に取り組みを推進していく必要があります。

住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、協働して、着実に具体的な取り組みが実施されることを期待します。

以上

資料3 意見募集（パブリックコメント）の結果

実施方法

●実施期間

令和4（2022）年12月28日（水）～ 令和5（2023）年1月31日（火）

●案の公表・閲覧場所

府中町ホームページ、役場本庁2階ロビー、環境課、環境センター、
マイ・フローラ南交流センター行政サービスコーナー

●意見提出の方法

窓口提出、郵送、ファクシミリ、電子メール

●意見募集の周知方法

町ホームページ

意見募集の結果

意見の提出はありませんでした。

資料4 アンケート調査結果

町民アンケート調査

調査目的

町民の意識や意向を把握し、府中町ごみ処理基本計画改定の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

いただいたご回答は、計画改定の参考にさせていただきました。また、今後の施策展開を検討するための参考資料として活用します。

調査概要

調査は、府中町第2次環境基本計画における調査と併せて実施しました。
調査結果については、本計画に関連する内容を抜粋して記載しています。

○調査期間	令和4（2022）年8月5日～8月26日
○対象	町内に居住する15歳以上の町民3,000人 （無作為抽出、無記名回答）
○調査方法	郵送による配布・回収
○回収率	43.3%（配布数3,000票、回収数1,299票）

調査結果の概要

■家庭ごみやリサイクルについて

- ・ごみの処理やリサイクルについての関心は高く、現在、当町で実施していない「白色トレイ以外のプラスチック類の分別収集」については、「分別収集した方がよい」が半数以上でした。一方で、「ごみの有料化」については、「導入する必要はない」が6割以上でした。
- ・「生ごみの削減」、「資源物の適正分別による普通ごみの減量」については、ともに「まだまだ減らせる」、「もう少し減らせる」の合計が約8割となっていました。

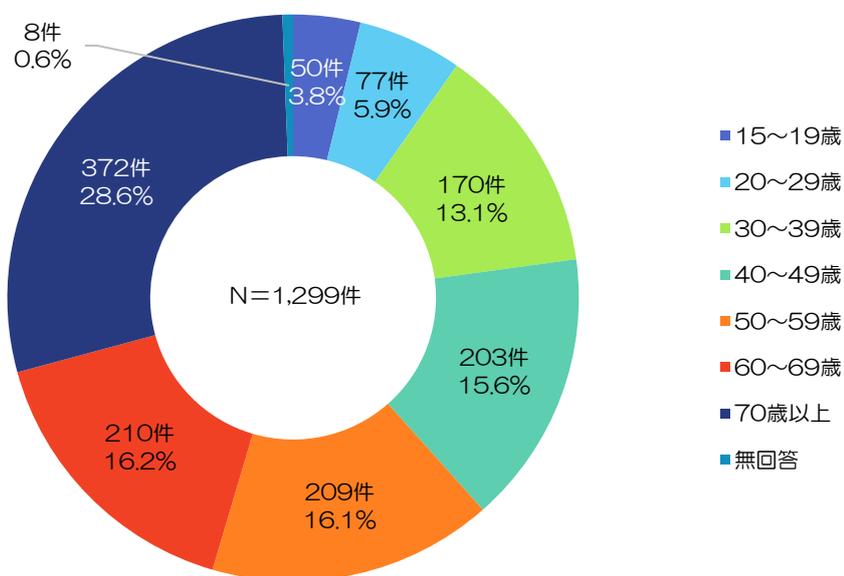
■府中町内の環境（ごみに関すること）について

- ・「家庭ごみの分別や出し方に関する情報」の満足度は約8割でした。一方で、「家庭ごみの減量やリサイクルに関する情報」の満足度は約5割、「不法投棄やアルミ缶など資源物の持ち取り対策」の満足度は約3割で、いずれも重要度に対して満足度が低い状況となっていました。
- ・町の取り組みでは、冊子「家庭ごみの正しい出し方」の認知度は約8割でした。しかし、「雑がみの分別収集」の認知度は約4割である一方で、「名前も内容も知らない」が約4割となっており、十分に認知されていないことがわかりました。

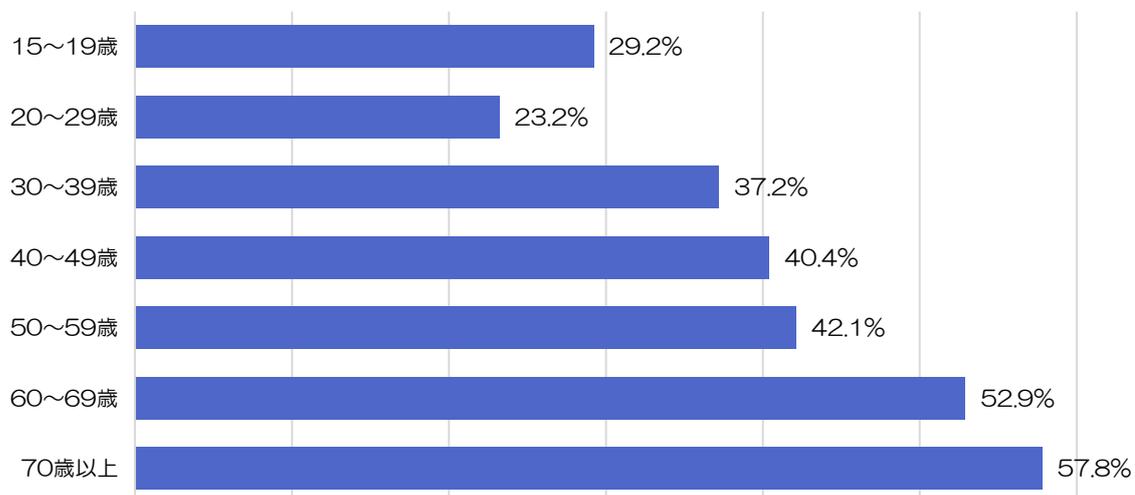
調査結果

■あなたのことについて

問 あなたの年齢をお聞かせください。



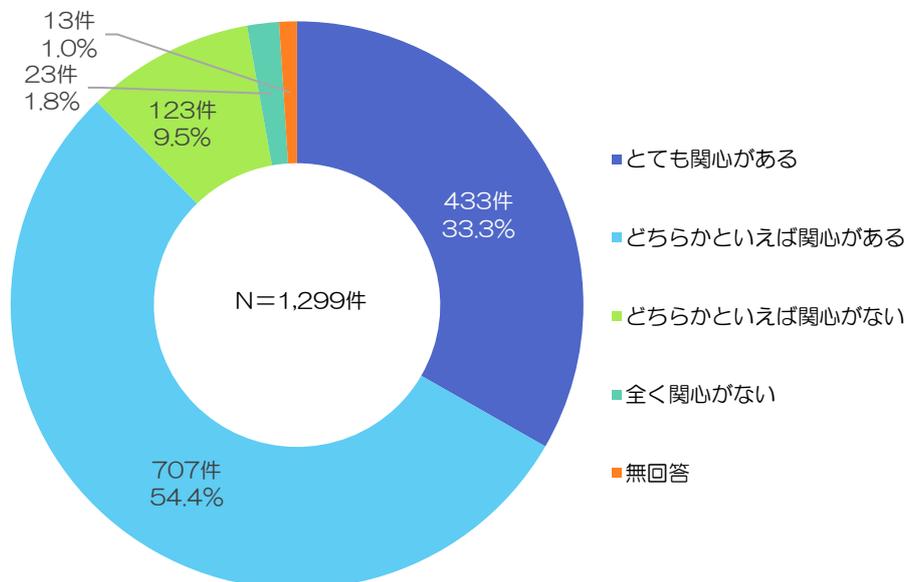
(参考) 年代別回収率



年代別回収率は、年齢層が高いほど回収率が高い傾向となっている。

■家庭ごみやりサイクルについて

問 ごみの処理やりサイクルについての関心をお聞かせください。



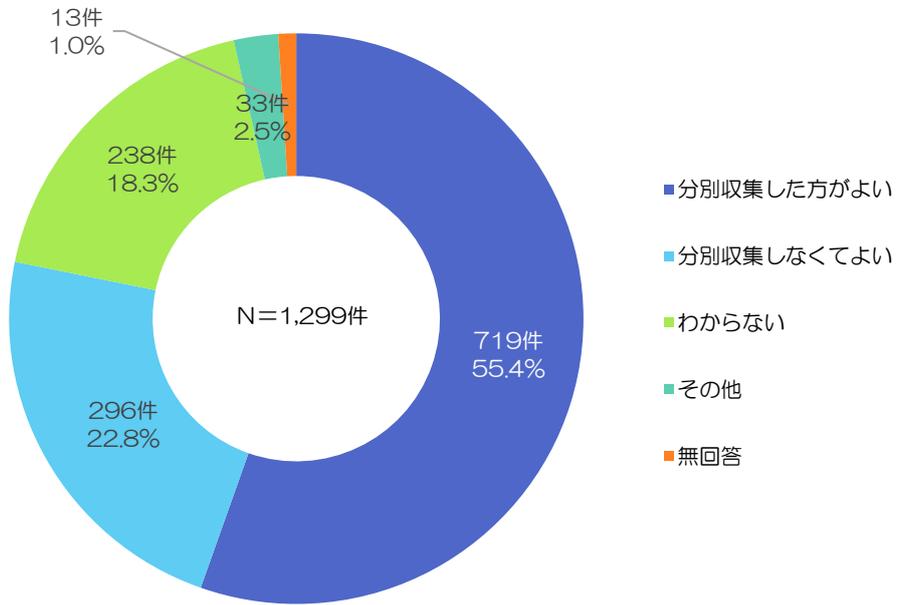
(クロス集計) 年代別／ごみの処理やりサイクルについての関心

年齢	ごみの処理やりサイクルについての関心				N
	とても関心がある	どちらかといえば関心がある	どちらかといえば関心がない	全く関心がない	
15～19歳	14.0%	62.0%	20.0%	2.0%	50
20～29歳	27.3%	51.9%	15.6%	5.2%	77
30～39歳	22.9%	60.0%	15.9%	1.2%	170
40～49歳	23.6%	61.6%	12.3%	1.0%	203
50～59歳	35.9%	55.0%	7.2%	1.9%	209
60～69歳	31.4%	60.5%	5.7%	2.4%	210
70歳以上	46.8%	43.8%	5.9%	3.5%	372
無回答	37.5%	50.0%	12.5%	1.0%	8

「とても関心がある」、「どちらかといえば関心がある」の合計が87.7%となっており、ごみの処理やりサイクルについての関心が高いことがわかった。
また、年代別では、年齢層が高いほど、ごみの処理やりサイクルについての関心が高い傾向となっている。

問 府中町ではプラスチックごみのうち白色トレイを分別収集して資源化しています。

あなたは、白色トレイ以外のプラスチック類の分別収集について、どう思いますか。

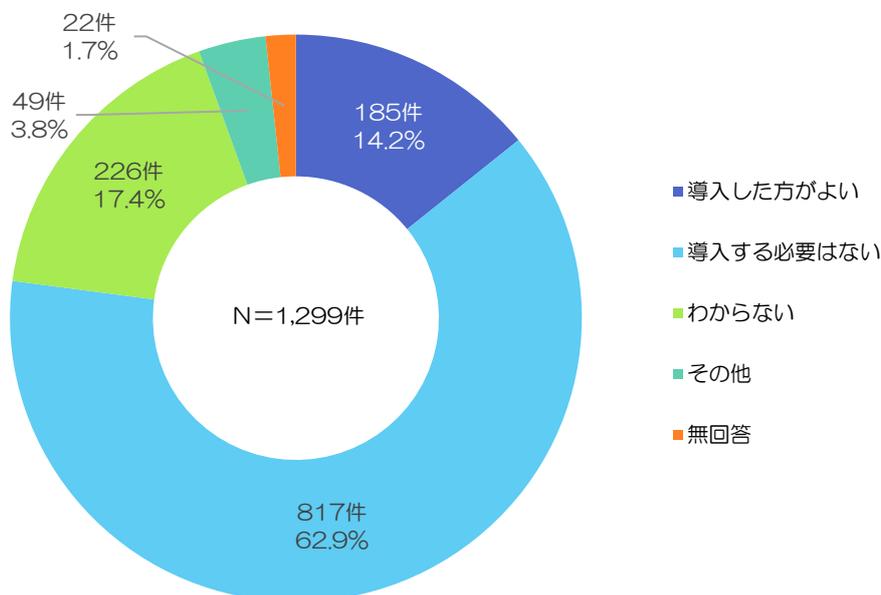


(クロス集計) 年代別／白色トレイ以外のプラスチック類の分別収集

年齢	白色トレイ以外のプラスチック類の分別収集				N
	分別収集した方がよい	分別収集しなくてよい	わからない	その他	
15～19歳	48.0%	18.0%	34.0%		50
20～29歳	36.4%	29.9%	33.8%		77
30～39歳	40.6%	37.1%	20.6%	1.8%	170
40～49歳	49.8%	24.6%	22.2%	3.0%	203
50～59歳	55.0%	23.9%	16.7%	3.3%	209
60～69歳	60.5%	23.8%	10.5%	4.8%	210
70歳以上	67.7%	13.4%	15.3%	1.9%	372
無回答	37.5%	25.0%	12.5%	25.0%	8

「分別収集した方がよい」が55.4%であった。
 また、年代別では、年齢層が高いほど「分別収集した方がよい」の割合が高い傾向となっている。

問 近年、家庭から出るごみ減量のため、ごみの有料化（指定ごみ袋など）を導入する自治体が増えつつあります。あなたは、ごみの有料化についてどう思いますか。

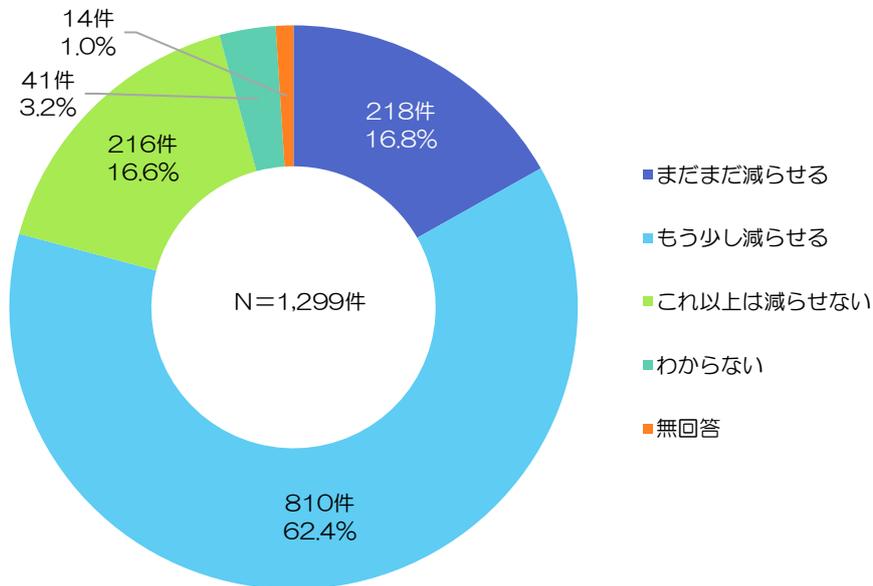


(クロス集計) 年代別／ごみの有料化について

年齢	ごみの有料化について				N
	■ 導入した方がよい	■ 導入する必要はない	■ わからない	■ その他	
15～19歳	18.0%	68.0%	14.0%		50
20～29歳	6.5%	75.3%	2.6%	15.6%	77
30～39歳	7.6%	81.8%	3.5%	7.1%	170
40～49歳	9.9%	67.5%	3.9%	18.2%	203
50～59歳	11.0%	60.8%	5.3%	21.1%	209
60～69歳	16.2%	61.9%	2.9%	18.1%	210
70歳以上	21.5%	50.5%	4.3%	20.4%	372
無回答	25.0%	50.0%		25.0%	8

「導入した方がよい」が14.2%、「導入する必要はない」が62.9%であった。
また、年代別では、すべての年代で「導入する必要はない」が50%以上となっている。

問 ごみの約7割を普通ごみが占めており、その約3割が生ごみです。あなたが普段の生活で「生ごみの水きり」、「食品の使いきり・食べきり」などの取り組みによって、生ごみをどのくらい減らせると思いますか。

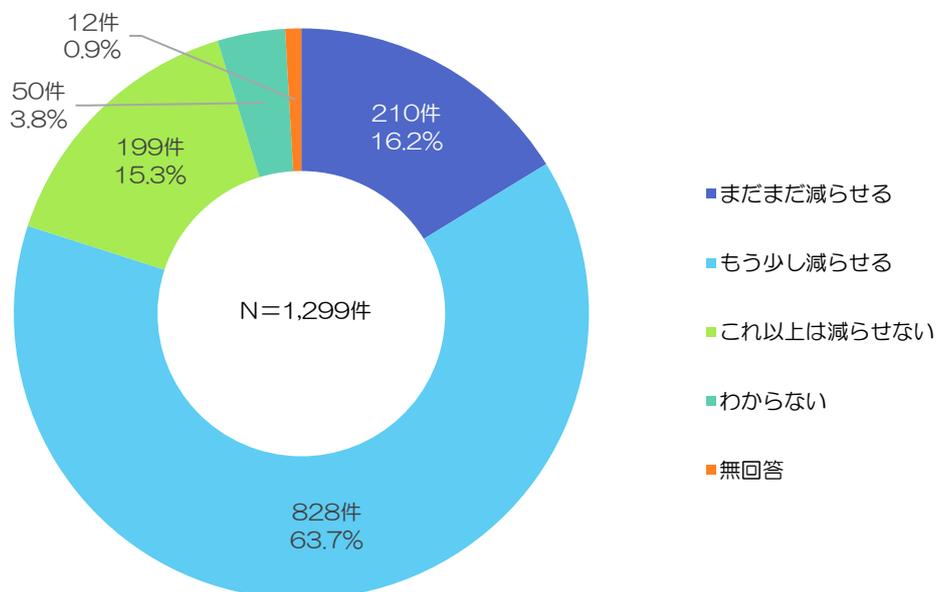


(クロス集計) 年代別/生ごみの減量

年齢	生ごみの減量				N
	■まだまだ減らせる	■もう少し減らせる	■これ以上は減らせない	■わからない	
15～19歳	34.0%	50.0%	10.0%	6.0%	50
20～29歳	18.2%	63.6%	15.6%	2.6%	77
30～39歳	17.1%	62.9%	17.1%	2.9%	170
40～49歳	22.7%	56.7%	16.7%	3.4%	203
50～59歳	15.3%	63.2%	17.2%	3.3%	209
60～69歳	15.7%	67.1%	14.8%	1.4%	210
70歳以上	12.4%	64.0%	18.0%	3.8%	372
無回答	12.5%	37.5%	37.5%	12.5%	8

「まだまだ減らせる」、「もう少し減らせる」の合計が79.2%となっており、「生ごみの減量」に対する意識が高いことがわかった。
また、年代別では、特に大きな差は見られなかった。

問 普通ごみの中には約3割の資源化できる紙類、布類などが含まれています。あなたが普段の生活で、適正にごみを分別することによって、普通ごみをどのくらい減らせるとお考えですか。



(クロス集計) 年代別／資源物の適正分別による普通ごみの減量

年齢	資源物の適正分別による普通ごみの減量				N
	■まだまだ減らせる	■もう少し減らせる	■これ以上は減らせない	■わからない	
15～19歳	34.0%	54.0%	4.0%	8.0%	50
20～29歳	16.9%	61.0%	16.9%	5.2%	77
30～39歳	16.5%	64.1%	15.9%	3.5%	170
40～49歳	13.3%	67.5%	12.8%	5.4%	203
50～59歳	17.7%	62.2%	15.8%	3.3%	209
60～69歳	14.8%	66.7%	16.7%	1.4%	210
70歳以上	14.8%	63.4%	16.1%	4.0%	372
無回答	25.0%	25.0%	37.5%	12.5%	8

「まだまだ減らせる」、「もう少し減らせる」の合計が79.9%となっており、資源物の適正分別により普通ごみを減らせるという意識が高いことがわかった。
また、年代別では、15～19歳が若干高いものの、特に大きな差は見られなかった。

■府中町内の環境（ごみに関すること）について

問 あなたが住んでいる地域の環境や町内の環境について、現在の「満足度」をお聞かせください。

・家庭ごみの分別や出し方に関する情報



「満足している」、「やや満足している」の合計が76.7%であった。

・家庭ごみの減量やリサイクルに関する情報



「満足している」、「やや満足している」の合計が54.7%であり、「家庭ごみの分別や出し方に関する情報」の満足度よりも低くなっている。

・不法投棄やアルミ缶など資源物の持ち去り対策



「満足している」、「やや満足している」の合計が32.0%である一方で、「やや不満である」、「不満である」の合計が35.1%、「わからない」が29.0%であった。

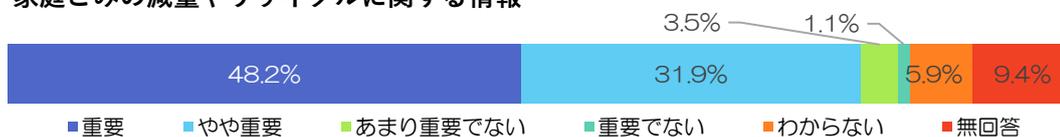
問 あなたが住んでいる地域の環境や町内の環境について、今後も府中町で暮らしていくうえで「重要度」をお聞かせください。

・家庭ごみの分別や出し方に関する情報



「重要」、「やや重要」の合計が85.9%であり、家庭ごみの分別や出し方に関する情報は、住民にとっても重要な情報であることがわかった。
満足度は76.7%であった。

・家庭ごみの減量やリサイクルに関する情報



「重要」、「やや重要」の合計が80.1%であり、家庭ごみの減量やリサイクルに関する情報は、住民にとっても重要な情報であることがわかった。
満足度は54.7%であり、重要度に対して満足度が低い状況であった。

・不法投棄やアルミ缶など資源物の持ち去り対策



「重要」、「やや重要」の合計が74.3%であり、不法投棄や資源物の持ち去り対策は、住民にとっても重要な情報であることがわかった。
満足度は32.0%であり、重要度に対して満足度が著しく低い状況であった。

問 府中町ではまちの環境をより良くするために、毎年、様々なことに取り組んでいます。
まちの取り組みについて、あなたはどの程度知っているか教えてください。

・ふちゅうポータル「ごみ分別アプリ」



「名前も内容も知っている」が 29.4%である一方で、「名前も内容も知らない」が 48.8%であり、ふちゅうポータル「ごみ分別アプリ」の認知度は低い状況であった。

・空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン



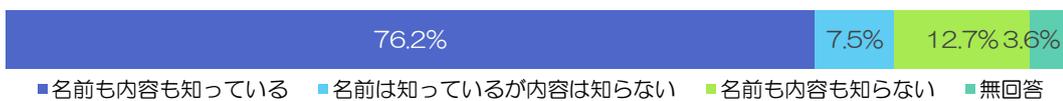
「名前も内容も知っている」が 30.8%である一方で、「名前も内容も知らない」が 43.5%であり、「空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン」の認知度は低い状況であった。

・雑がみの分別収集



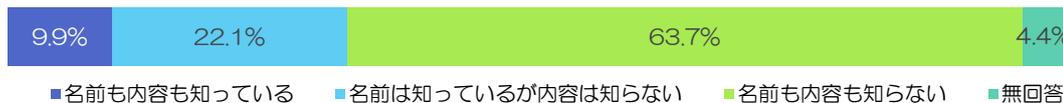
「名前も内容も知っている」が 39.6%である一方で、「名前も内容も知らない」が 42.2%であり、「雑がみの分別収集」は十分に認知されていないことがわかった。

・冊子「家庭ごみの正しい出し方」



「名前も内容も知っている」が 76.2%であり、冊子「家庭ごみの正しい出し方」の認知度は高いことがわかった。

・不法投棄対策（早朝パトロール等）



「名前も内容も知っている」が 9.9%である一方で、「名前も内容も知らない」が 63.7%であり、「不法投棄対策」の認知度は著しく低い状況であった。

■その他、意見・要望

記入していただいた意見・要望の主な内容は、以下のとおりです。

- ・生ごみの減量は、すでに取り組んでいるのでこれ以上減らせません。
- ・生ごみ処理機の助成制度を作ってほしいです。そのためにごみ袋の有料化等の必要な制度を作ることは賛成ですが、ごみ減量のためというのは現実的な解決策ではないと思います。
- ・不用品を持ち寄ってリサイクルイベントをしてはどうでしょうか
- ・ごみの分別がわかりにくいです。最近「家庭ごみの正しい出し方」のみ配布されているので、何年かおきに「ごみの出し方辞典」も一緒に配布していただけると役立つと思います。
- ・ごみの収集日以外にごみを出す人に対する対策を強化してほしい。近隣住民は困っているが、注意するのは難しい。
- ・ごみの分別は大事だと思うが、これ以上細かい分別は年寄りにはつらい。
- ・雑がみの分別収集は、案外ご存知ない方が多いのではないのでしょうか？
- ・高齢者の方などのごみ出しをお手伝いできる制度は、今後ますます高齢化が進むので、もっと利用しやすい制度となるよう充実していただけることを希望します。
- ・大型ごみが大量に出ていて歩道が塞がり、通勤・通学にも影響が出ています。
- ・ごみステーションを地域で管理するのが難しくなっています。
- ・早朝にごみの散乱が頻繁に見受けられます。カラス除けネット等の対策をされていますが、その使い方は個人の意識によるので、散らかるごみステーションが残念に思います。
- ・大型ごみの収集頻度を増やしてほしい。
- ・小型家電の回収ボックスを設けていただきたいです。
- ・白色トレイの分別収集は行われていますが、色柄トレイの使用割合も多いと感じます。リサイクル活用できるのであれば色柄トレイの収集も検討してもらいたい。
- ・廃油の回収を希望します。使用済み消火器の回収を消防署でも取り扱って下さい。
- ・分別収集したごみが、どのように処理されていくのか知りたいです。
- ・新聞や空き缶を持ち帰ったり、大型ごみを取っている人をよく見かけます。警察への届出等しかるべき対策をとった方がよいと思います。
- ・大型ごみが他の市町村から持ち込まれているようです。町内からも分別なしで持ち込まれ、後の清掃が大変なことが多々あるため、今後有料化もよいのではないかと思います。
- ・ごみの有料化、分別の細分化には反対です。恐らく不法投棄が増えると思います。
- ・ごみ減量であれば、有料化する前に、売る側からごみを減らす対策をすべきではないか。
- ・ごみを減らす具体的な方法をイラスト等でわかりやすく示して、もっと発信してほしい。
- ・地域で取り組める仕組みがあればいいなと思っています。
- ・紙のアンケートは趣旨に反すると思う。インターネットを活用する等、今の時代にあった手法を考える必要があるのではないか。
- ・毎日家庭ごみを収集してもらっているため、快適に過ごすことができます。収集される方々はとても親切に接していただき、ありがたく思っています。

事業者アンケート調査

調査目的

町内事業者の意識や意向を把握し、府中町ごみ処理基本計画改定の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

いただいたご回答は、計画改定の参考にさせていただきました。また、今後の施策展開を検討するための参考資料として活用します。

調査概要

調査は、府中町第2次環境基本計画における調査と併せて実施しました。調査結果については、本計画に関連する内容を抜粋して記載しています。

○調査期間	令和4（2022）年8月5日～8月26日
○対 象	町内の事業所 350 社 （無作為抽出、無記名回答）
○調査方法	郵送による配布・回収
○回 収 率	38.9%（配布数 350 票、回収数 136 票）

調査結果の概要

■事業活動に伴い発生するごみについて

- ・事業所におけるごみの減量化やリサイクルの取組状況は、「常に実践している」、「少し実践している」の合計が約8割となっていました。
- ・ごみの削減に関しては、「まだまだ減らせる」、「もう少し減らせる」の合計が、「厨芥類（生ごみ）の削減」では約4割、「資源物の適正分別による普通ごみの減量」では約6割となっていました。
- ・事業系ごみの処理では、普通ごみにおいて「家庭ごみとして処理」が約4割で最も多いなど、事業系ごみの一部が家庭系ごみとして排出されている状況がうかがえました。

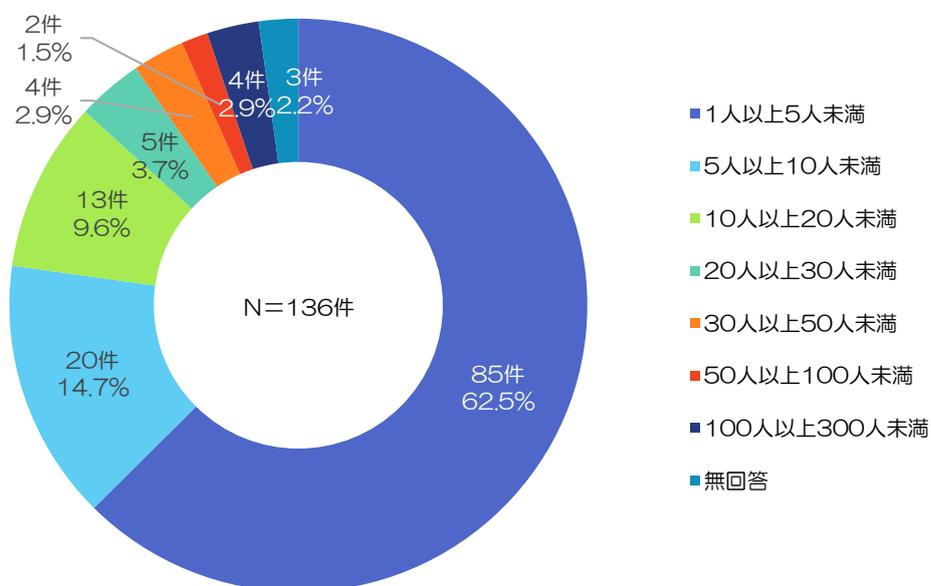
■府中町内の環境（ごみに関すること）について

- ・「事業ごみの分別や出し方に関する情報」の満足度は約6割でした。一方で、「事業ごみの減量やリサイクルに関する情報」の満足度は5割、「不法投棄やアルミ缶など資源物の持ち取り対策」の満足度は約3割で、いずれも重要度に対して満足度が低い状況となっていました。

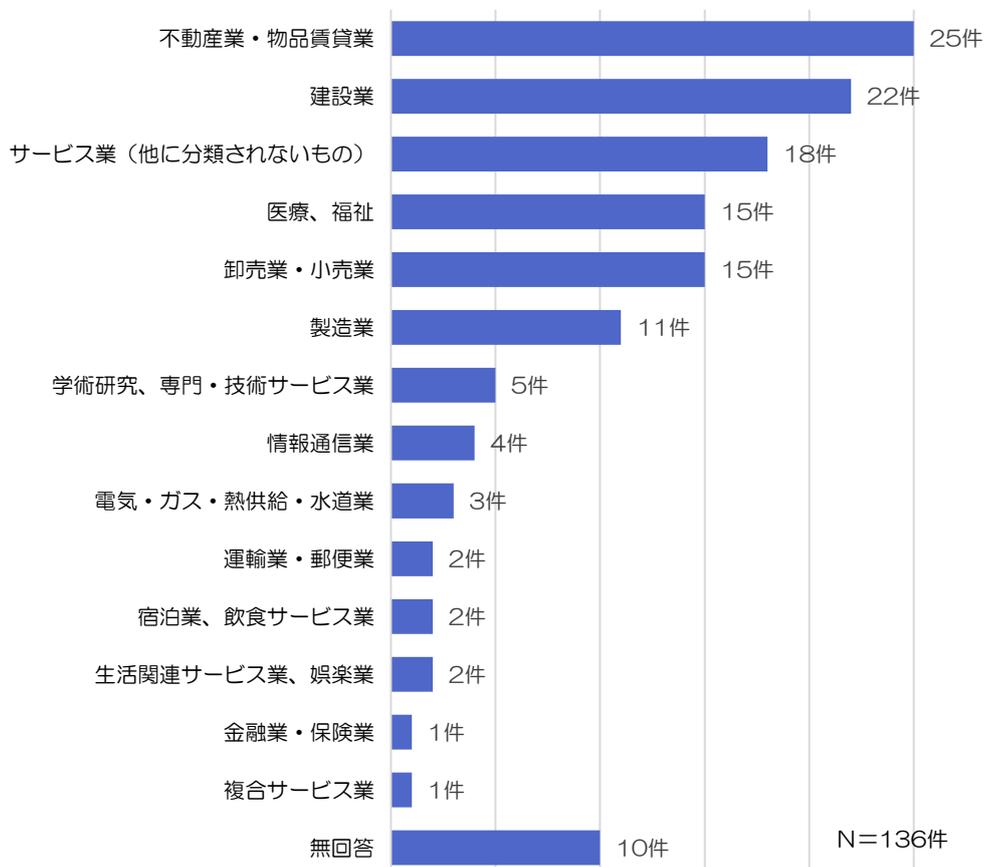
調査結果

■事業所のことについて

問 貴事業所の従業員数をお聞かせください。

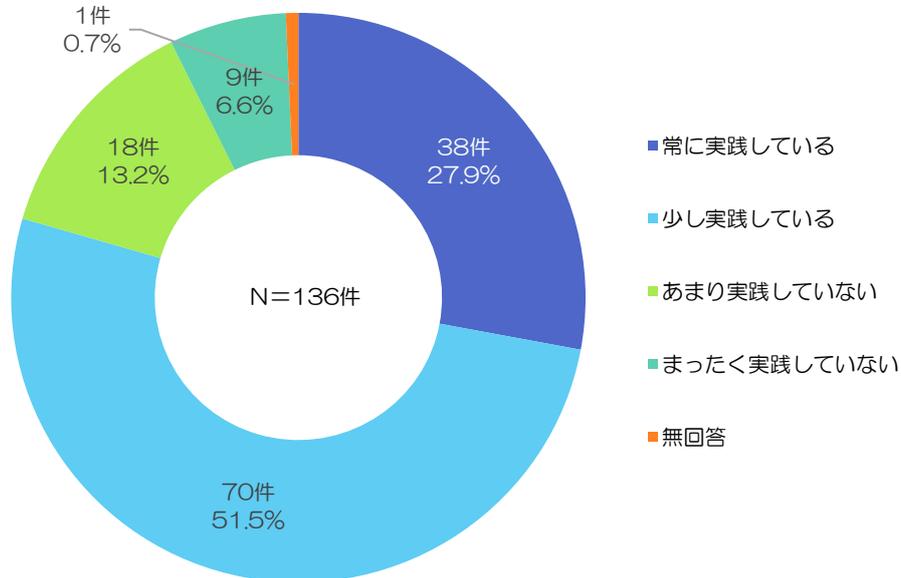


問 貴事業所の業種をお聞かせください。



■事業活動に伴い発生するごみについて

問 貴事業所において、ごみの減量化やリサイクルにつながる取組状況をお聞かせください。



(クロス集計) 従業員数別／ごみ減量等の取組状況

従業員数	ごみ減量等の取組状況				N
	常に実践している	少し実践している	あまり実践していない	まったく実践していない	
1人以上5人未満	34.1%	48.2%	11.8%	5.9%	85
5人以上10人未満	25.0%	70.0%	5.0%	0.0%	20
10人以上20人未満	7.7%	61.5%	23.1%	7.7%	13
20人以上30人未満	40.0%	20.0%	20.0%	20.0%	5
30人以上50人未満	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	4
50人以上100人未満	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	2
100人以上300人未満	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	4
無回答	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	3

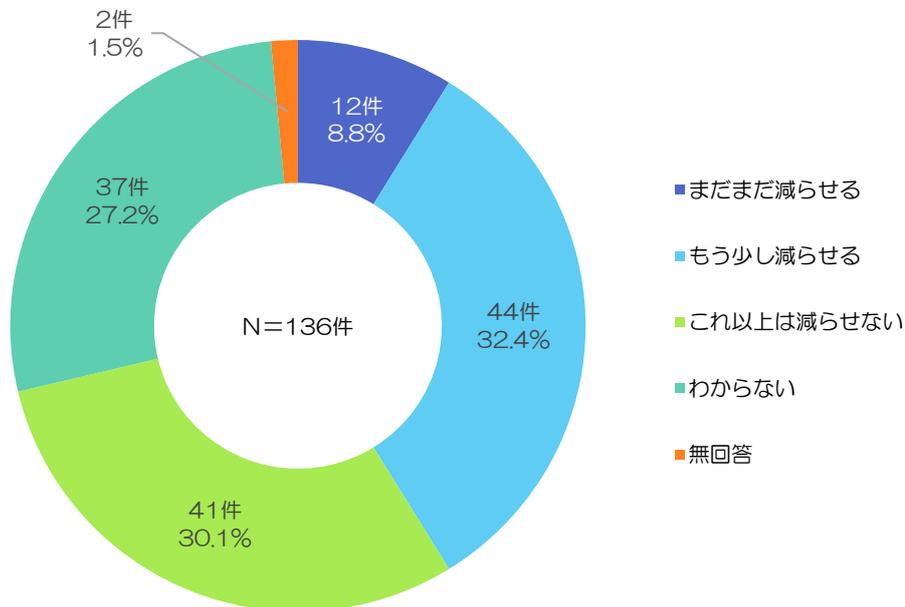
「常に実践している」、「少し実践している」の合計が79.4%である一方で、「あまり実践していない」、「まったく実践していない」の合計が19.8%であった。
また、従業員数別では、ばらつきが大きい結果となった。

(クロス集計) 業種別／ごみ減量等の取組状況

業種	ごみ減量等の取組状況					N
	■常に実践している	■少し実践している	■あまり実践していない	■まったく実践していない	■無回答	
不動産業・物品賃貸業	18.5%	55.6%	7.4%	14.8%	3.7%	27
建設業	39.1%	52.2%	8.7%			23
サービス業 (他に分類されないもの)	38.9%	44.4%	16.7%			18
医療、福祉	12.5%	68.8%	12.5%	6.3%		16
卸売業・小売業	43.8%	37.5%	18.8%			16
製造業	16.7%	66.7%	16.7%			12
学術研究 専門・技術サービス業	20.0%	40.0%	40.0%			5
情報通信業	50.0%	50.0%				4
電気・ガス・熱供給 水道業		66.7%	33.3%			3
運輸業・郵便業	50.0%	50.0%				2
宿泊業、飲食サービス業	50.0%	50.0%				2
生活関連サービス業 娯楽業	50.0%	50.0%				2
金融業・保険業		100.0%				1
複合サービス業		100.0%				1
教育、学習支援業	50.0%	50.0%				2
農林漁業		100.0%				1
無回答		100.0%				1

日本標準産業分類の大分類による業種別では、ばらつきが大きい結果となった。業態によって排出状況が大きく異なることも、取組状況に差が生じている要因の一つと考えられる。

問 事業系普通ごみの約4割を厨芥類（生ごみ）が占めています。貴事業所で賞味期限切れや売れ残り商品などの削減によって、厨芥類（生ごみ）をどのくらい減らせると思いますか。



(クロス集計) 取組状況別／厨芥類（生ごみ）の減量

ごみ減量等の取組状況	厨芥類（生ごみ）の減量				N
	■まだまだ減らせる	■もう少し減らせる	■これ以上は減らせない	■わからない	
常々実践している	15.8%	26.3%	47.4%	10.5%	38
少し実践している	7.1%	37.1%	21.4%	34.3%	70
あまり実践していない	5.6%	38.9%	27.8%	27.8%	18
まったく実践していない	11.1%	33.3%	44.4%	11.1%	9
無回答	100.0%				1

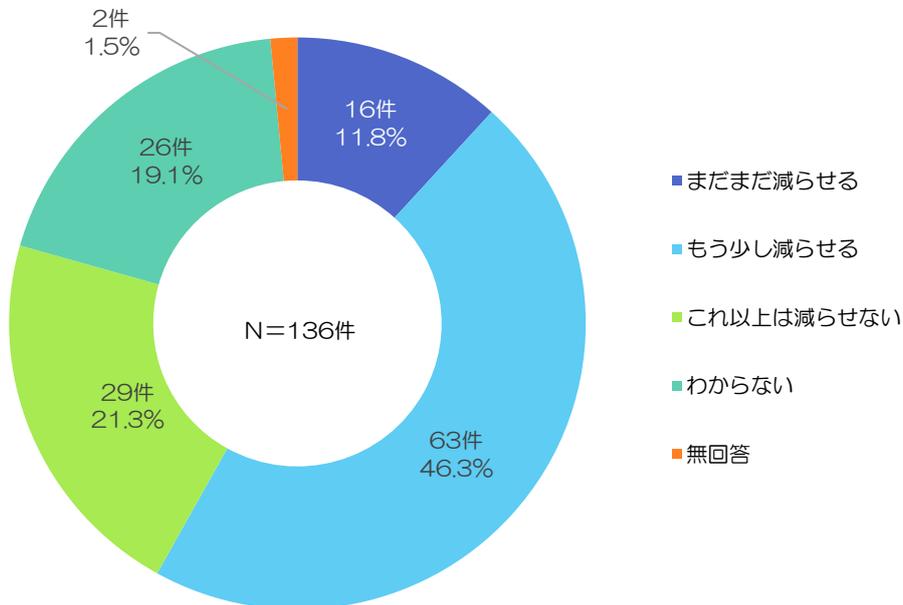
「まだまだ減らせる」、「もう少し減らせる」の合計が41.2%であった。
また、取組状況別では、ごみ減量等の取り組みを実践しているほど「まだまだ減らせる」の割合が高い傾向となっている。

(クロス集計) 業種別/厨芥類(生ごみ)の減量

業種	厨芥類(生ごみ)の減量				N	
	■まだまだ減らせる	■もう少し減らせる	■これ以上は減らせない	■わからない		
不動産業・物品賃貸業	3.7%	40.7%	18.5%	29.6%	7.4%	27
建設業	4.3%	30.4%	30.4%	34.8%		23
サービス業 (他に分類されないもの)	16.7%	33.3%	22.2%	27.8%		18
医療、福祉	12.5%	18.8%	37.5%	31.3%		16
卸売業・小売業	12.5%	31.3%	31.3%	25.0%		16
製造業	8.3%	25.0%	41.7%	25.0%		12
学術研究 専門・技術サービス業		40.0%	40.0%	20.0%		5
情報通信業	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%		4
電気・ガス・熱供給 水道業		33.3%	33.3%	33.3%		3
運輸業・郵便業		50.0%	50.0%			2
宿泊業、飲食サービス業		50.0%	50.0%			2
生活関連サービス業、娯楽 業		50.0%	50.0%			2
金融業・保険業			100.0%			1
複合サービス業			100.0%			1
教育、学習支援業			50.0%	50.0%		2
農林漁業			100.0%			1
無回答			100.0%			1

日本標準産業分類の大分類による業種別では、ばらつきが大きい結果となった。業態によってもごみの性状が大きく異なることから、多量排出事業者に対する調査等が必要である。

問 また、事業系普通ごみの約5割が紙類、プラスチック類で、その中には資源化できるものも多く含まれています。貴事業所で適正にごみを分別することによって、普通ごみをどのくらい減らせるとお考えですか。



(クロス集計) 取組状況別／資源物の適正分別による普通ごみの減量

ごみ減量等の取組状況	資源物の適正分別による普通ごみの減量				N
	■まだまだ減らせる	■もう少し減らせる	■これ以上は減らせない	■わからない	
常に実践している	18.4%	36.8%	28.9%	15.8%	38
少し実践している	5.7%	58.6%	17.1%	18.6%	70
あまり実践していない	27.8%	33.3%	22.2%	16.7%	18
まったく実践していない	22.2%	22.2%	44.4%	11.1%	9
無回答	100.0%				1

「まだまだ減らせる」、「もう少し減らせる」の合計が58.1%である一方で、「これ以上は減らせない」が21.3%であった。
 また、取組状況別では、「まだまだ減らせる」の割合は、ごみ減量等の取り組みを「あまり実践していない」が27.8%で最も高くなっている。

(クロス集計) 業種別/資源物の適正分別による普通ごみの減量

業種	資源物の適正分別による普通ごみの減量					N
	■ まだまだ減らせる	■ もう少し減らせる	■ これ以上は減らせない	■ わからない	■ 無回答	
不動産業・物品賃貸業	7.4%	55.6%	7.4%	22.2%	7.4%	27
建設業	8.7%	47.8%	17.4%	26.1%		23
サービス業 (他に分類されないもの)	11.1%	38.9%	33.3%	16.7%		18
医療、福祉	6.3%	50.0%	25.0%	18.8%		16
卸売業・小売業	37.5%	37.5%	12.5%	12.5%		16
製造業	8.3%	41.7%	16.7%	33.3%		12
学術研究 専門・技術サービス業		60.0%	40.0%			5
情報通信業		50.0%	25.0%	25.0%		4
電気・ガス・熱供給 水道業		66.7%	33.3%			3
運輸業・郵便業		50.0%	50.0%			2
宿泊業、飲食サービス業		100.0%				2
生活関連サービス業、娯楽 業		50.0%	50.0%			2
金融業・保険業		100.0%				1
複合サービス業		100.0%				1
教育、学習支援業		50.0%	50.0%			2
農林漁業		100.0%				1
無回答		100.0%				1

日本標準産業分類の大分類による業種別では、ばらつきが大きい結果となった。業態によってもごみの性状が大きく異なることから、多量排出事業者に対する調査等が必要である。

問 事業活動に伴って発生する事業系ごみは、各事業所が責任をもって適正に処理しなければならぬと定められています。貴事業所のごみ処理の方法についてお聞かせください。

品名	事業活動に伴い発生する事業系ごみの処理方法								N
	■環境センター・安芸クリーンセンターに搬入	■業者を介して一般廃棄物として処理	■業者を介して産業廃棄物として処理	■業者に売却又は無料で引き渡し	■自社で処理・堆肥化	■集団回収・拠点回収を利用	■家庭ごみとして処理	■排出そのものがない	
普通ごみ	2.2%	28.7%	7.4%	6.6%		39.0%	8.8%	5.9%	136
新聞・雑誌		20.3%	5.3%	6.8%	21.1%	22.6%	18.0%	5.3%	133
雑がみ	1.5%	22.1%	5.9%	5.1%	14.7%	30.9%	8.8%	10.3%	136
ダンボール	2.2%	18.4%	6.6%	13.2%	19.9%	22.8%	8.1%	7.4%	136
衣類		14.0%	4.4%	9.6%	15.4%	44.9%		5.9%	136
ビン・缶	2.2%	18.4%	8.8%	5.9%	16.2%	26.5%	14.0%	7.4%	136
小型の金属類	3.7%	18.4%	14.0%	5.9%	13.2%	16.9%	19.1%	8.1%	136
埋立・有害ごみ	5.1%		23.5%	9.6%	14.7%	28.7%		11.0%	136
ペットボトル	16.9%	6.6%	5.1%	19.9%	28.7%	14.7%	6.6%		136
紙パック	16.9%	2.9%	15.4%	22.1%	33.8%	6.6%			136
白色トレイ	12.5%	4.4%	15.4%	14.0%	41.9%	9.6%			136
大型ごみ	8.8%	11.8%	19.1%	9.6%	15.4%	27.2%	6.6%		136
生ごみ	0.7%	20.6%	5.9%	30.9%	29.4%	8.1%			136

普通ごみでは「家庭ごみとして処理」が39.0%で最も多いなど、事業系ごみの一部が家庭系ごみとして排出されている状況であった。

事業活動に伴い発生する廃棄物は、事業者が自らの責任において、事業系ごみとして適正に処理する必要があることから、事業系ごみ適正排出の啓発、指導を強化する必要がある。

■府中町内の環境（ごみに関すること）について

問 貴事業所周辺の環境や町内の環境について、現在の「満足度」をお聞かせください。

・事業ごみの分別や出し方に関する情報



「満足している」、「やや満足している」の合計が64.7%であり、住民アンケートの満足度76.7%よりも低い状況であった。

・事業ごみの減量やリサイクルに関する情報



「満足している」、「やや満足している」の合計が50.0%であり、「事業ごみの分別や出し方に関する情報」の満足度よりも低くなっている。

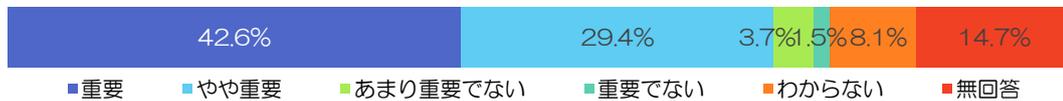
・不法投棄やアルミ缶など資源物の持ち去り対策



「満足している」、「やや満足している」の合計が32.3%である一方で、「やや不満である」、「不満である」の合計が19.8%、「わからない」が43.4%であった。

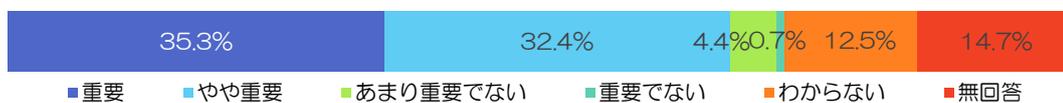
問 貴事業所周辺の環境や町内の環境について、今後も府中町で事業活動を行っていくうえで「重要度」をお聞かせください。

・事業ごみの分別や出し方に関する情報



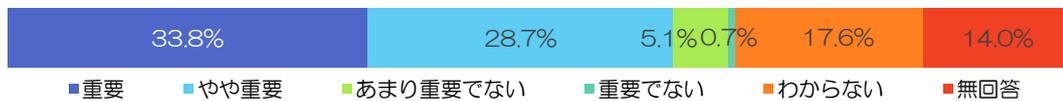
「重要」、「やや重要」の合計が72.0%であり、事業ごみの分別や出し方に関する情報は、事業者にとっても重要な情報であることがわかった。満足度は64.7%であった。

・事業ごみの減量やリサイクルに関する情報



「重要」、「やや重要」の合計が67.7%であり、事業ごみの減量やリサイクルに関する情報は、事業者にとっても重要な情報であることがわかった。満足度は50.0%であり、重要度に対して満足度が低い状況であった。

・不法投棄やアルミ缶など資源物の持ち去り対策



「重要」、「やや重要」の合計が62.5%であり、不法投棄やアルミ缶など資源物の持ち去り対策は、事業者にとっても重要な情報であることがわかった。満足度は32.3%であり、重要度に対して満足度が著しく低い状況であった。

■その他、意見・要望

記入していただいた意見・要望の主な内容は、以下のとおりです。

- ・府中町が、どのような取り組みとして、何を目指し、何を期待しているのかも知りたい。
- ・役場ホームページなどで、もっと視覚的にも見やすいページを作成してはどうか。
- ・町内会のごみステーションは、町で整備してほしい。
- ・新しい環境保全対策への資金確保にもなるとともに、それぞれがごみ排出の減少意識を持ってもらうためにも、他の自治体と同じくごみ袋指定とごみ袋有料化を考えてはどうか。
- ・有料化と併せて、ペットボトルやビン・缶など持参すれば、お金を一部返却してもらえるような場所を考えはどうか。ポイ捨てなど大幅に減少することでしょう。
- ・バス停や天神川駅周辺で、歩きタバコや吸い殻のポイ捨てをよく見かける。対策を強化してほしい。
- ・知らない取り組みもあったので調べてみたいと思います。
- ・小さい企業は、取り組みできない事が多い。
- ・質問に対し、適正な答えがない。
- ・アンケートの内容が、零細企業にはそぐわない。
- ・紙が無駄なので、インターネットによるアンケートが良いと思います。

町内会アンケート調査

調査目的

町内会におけるごみステーションに関する課題等を把握し、府中町ごみ処理基本計画改定の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

いただいたご回答は、計画改定の参考にさせていただきました。また、今後の施策展開を検討するための参考資料として活用します。

調査概要

調査は、府中町第2次環境基本計画における調査と併せて実施しました。調査結果については、本計画に関連する内容を抜粋して記載しています。

○調査期間	令和4（2022）年8月5日～8月26日
○対象	町内会長 （無作為抽出、無記名回答）
○調査方法	郵送による配布・回収
○回収率	91.0%（配布数 67 票、回収数 61 票）

調査結果の概要

■ごみステーションで問題となっていることについて

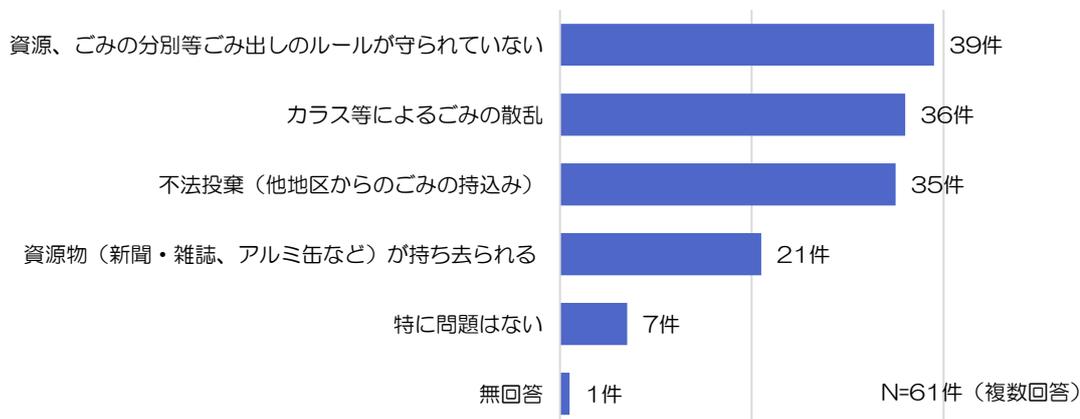
・町内会で管理しているごみステーションにおける問題として、「ごみの分別等ごみ出しのルールが守られていない」が最も多く、次いで「カラス等によるごみの散乱」、「不法投棄（他地区からのごみの持込み）」となっており、いずれも半数以上の町内会で問題となっている状況でした。また、3割以上の町内会で「資源物（新聞・雑誌、アルミ缶など）が持ち去られる」が問題となっていました。

・ごみステーションにおける問題に対して行っている対策では、「カラスよけネットを設置している」が最も多く、次いで「掲示板や回覧などでごみ出しのルールを周知・啓発している」、「ごみステーションの定期的な監視を行っている」となっていました。また、「カラスよけネット以外の設備を設置している」、「カラスよけネットを設置したいが、立地状況等から設置できない」の回答もありました。

調査結果

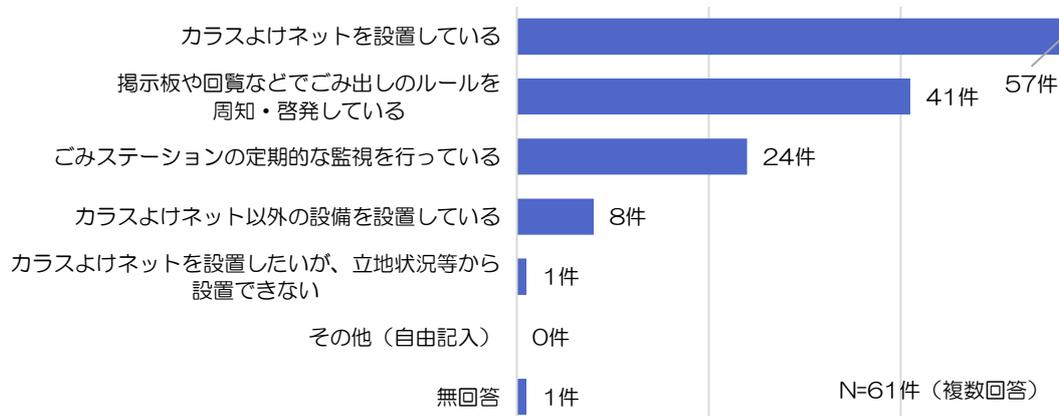
■ごみステーションで問題となっていることについて

問 貴町内会が管理している地域（町内会の区域）のごみステーションで問題となっていることについてお聞かせください。



「資源、ごみの分別等ごみ出しのルールが守られていない」が39件で最も多く、次いで「カラス等によるごみの散乱」が36件、「不法投棄（他地区からの持ち込み）」が35件、「資源物（新聞・雑誌、アルミ缶など）が持ち去られる」が21件であった。

問 ごみステーションにおける問題に対して、行っている対策があればお聞かせください。



「カラスよけネットを設置している」が57件で最も多く、次いで「掲示板や回覧などでごみ出しのルールを周知・啓発している」が41件、「ごみステーションの定期的な監視を行っている」が24件、「カラスよけネット以外の設備を設置している」が8件であった。また、「カラスよけネットを設置したいが、立地状況等から設置できない」が1件であった。

■その他、意見・要望

記入していただいた意見・要望の主な内容は、以下のとおりです。

- ・環境センターと環境課の違いがよく分からない。統合してはどうか。
- ・環境センターへの持ち込みの受付時間を延ばしてください。また、月に数回は、土日を持ち込みできるようにしてください。
- ・歩道のごみステーションは、ごみが点字ブロックまで広がり、通行の妨げになっている。
- ・大部分のごみステーションはネットで覆う形となっているが、上手にネットを被せないとカラスや猫に荒らされ、生ごみ等が散乱していることがある。
- ・ごみステーションの清掃は、同じ人ばかりがやっているのが現状である。
- ・ごみステーションをボックス型（折りたたみ式）に変えたらよいと思います。
- ・「ごみステーションは、町内会で管理しています」と案内されていますが、ごみステーションでの事故は、誰が責任を取るのでしょうか？
- ・高齢化が進む中、ごみ出しが困難な方への支援のあり方を検討する必要がある。
- ・ごみの分別をポータルサイトで検索するが、項目だけでは判断できない物がある。画像を載せてもらえると助かる。
- ・ごみの出し方、分別のルールが守られていない。ルールを徹底しなければ、今後さらにルールが守られなくなる恐れがある。
- ・周辺市町と隣接するごみステーションは、不法投棄（特に大型ごみ）が多く、困っている。防犯カメラ等の対策をしてほしい。
- ・ごみの不法投棄（通りすがりの人による）が多い。小さい物なら次の収集まで保管できますが、大型ごみのような物は環境センターに言えばすぐ処理していただけるのでしょうか。
- ・資源物を持ち去る人に対し、こちら側から声をかけるのがいいのかどうか躊躇します。持ち去りは犯罪だから警察に連絡したらとアドバイスをもらいますが、実行には至っていません。
- ・町内会の活動においても、規模の大小にかかわらず清掃活動はセットにして実施できれば、少しは地域のお役に立てるかもしれませんね。
- ・環境美化の活動実績のある優良団体は、広報でも周知し、活動を支援しては。
- ・アンケート調査の中で、他の町内会で実施されている内容で、水平展開できるものがあれば参考にしたい。
- ・ごみを収集する人が、こぼれたごみを丁寧に拾い集めて持ち帰ってくれるのでありがたい。
- ・あらためて周りを見渡してみると、この街はごみが無くきれいだと思います。現在の状態が当たり前と思うことなく、次の世代にこのきれいな街をつなげてゆくために様々な活動を自治体と協調して行っていきたいと思います。

資料5 ごみ組成調査結果

家庭系ごみ（普通ごみ）

■平成29年度 家庭系普通ごみ組成調査

	収集ごみ①		収集ごみ②		平均
	平成29年9月25日		平成30年2月16日		
	重量[kg]	重量比	重量[kg]	重量比	重量比
厨芥類	7.77	30.5%	6.04	33.2%	31.6%
手付かすの食料品	0.27	1.1%	1.30	7.1%	3.6%
その他厨芥類	7.50	29.5%	4.74	26.0%	28.0%
紙類	10.39	40.8%	5.78	31.7%	37.0%
新聞・チラシ	1.31	5.1%	0.86	4.7%	5.0%
雑誌・ノート	0.61	2.4%	0.00	0.0%	1.4%
雑がみ	3.00	11.8%	2.20	12.1%	11.9%
ダンボール	0.32	1.3%	0.30	1.6%	1.4%
紙パック	0.25	1.0%	0.53	2.9%	1.8%
資源化できない紙類	2.90	11.4%	1.45	8.0%	10.0%
紙おむつ	2.00	7.9%	0.44	2.4%	5.6%
プラスチック類	5.62	22.1%	5.02	27.6%	24.4%
ペットボトル	0.10	0.4%	0.34	1.9%	1.0%
白色トレイ	0.01	0.0%	0.20	1.1%	0.5%
容器包装プラスチック	3.00	11.8%	3.99	21.9%	16.0%
容器包装以外のプラスチック	1.80	7.1%	0.23	1.3%	4.6%
ペットボトルの蓋	0.01	0.0%	0.03	0.2%	0.1%
レジ袋	0.70	2.8%	0.23	1.3%	2.1%
金属類	0.01	0.0%	0.07	0.4%	0.2%
アルミ缶	0.00	0.0%	0.01	0.1%	0.0%
スチール缶	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
その他金属類	0.01	0.0%	0.06	0.3%	0.2%
木・竹・草葉類	1.00	3.9%	0.47	2.6%	3.4%
剪定枝	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
その他の木・竹・草葉類	1.00	3.9%	0.47	2.6%	3.4%
ゴム・皮革類	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
繊維・布類	0.55	2.2%	0.49	2.7%	2.4%
衣類・布製品	0.55	2.2%	0.44	2.4%	2.3%
ぼろ布、繊維くず	0.00	0.0%	0.05	0.3%	0.1%
ピン類	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
ガラス・陶磁器	0.10	0.4%	0.00	0.0%	0.2%
有害物	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
その他雑物	0.01	0.0%	0.34	1.9%	0.8%
合計	25.45	100.0%	18.21	100.0%	100.0%

■令和元年度 家庭系普通ごみ組成調査

	収集ごみ①		収集ごみ②		平均
	令和元年11月26日		令和2年2月18日		
	重量[kg]	重量比	重量[kg]	重量比	重量比
厨芥類	11.26	39.0%	5.71	30.0%	34.5%
手付かずの食料品	1.28	4.4%	0.36	1.9%	3.2%
その他厨芥類	9.99	34.6%	5.35	28.1%	31.4%
紙類	9.31	32.2%	8.55	45.0%	38.6%
新聞・チラシ	1.35	4.7%	1.20	6.3%	5.5%
雑誌・ノート	0.36	1.3%	0.30	1.6%	1.5%
雑がみ	1.85	6.4%	2.50	13.1%	9.8%
ダンボール	0.20	0.7%	0.00	0.0%	0.4%
紙パック	0.25	0.9%	0.35	1.8%	1.4%
資源化できない紙類	2.80	9.7%	1.80	9.5%	9.6%
紙おむつ	2.50	8.7%	2.40	12.6%	10.7%
プラスチック類	5.15	17.8%	3.76	19.8%	18.8%
ペットボトル	0.10	0.3%	0.30	1.6%	1.0%
白色トレイ	0.10	0.3%	0.05	0.3%	0.3%
容器包装プラスチック	3.65	12.6%	2.94	15.5%	14.1%
容器包装以外のプラスチック	0.85	2.9%	0.30	1.6%	2.3%
ペットボトルの蓋	0.05	0.2%	0.02	0.1%	0.2%
レジ袋	0.40	1.4%	0.15	0.8%	1.1%
金属類	0.10	0.3%	0.03	0.2%	0.3%
アルミ缶	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
スチール缶	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
その他金属類	0.10	0.3%	0.03	0.2%	0.3%
木・竹・草葉類	1.73	6.0%	0.18	0.9%	3.5%
剪定枝	1.58	5.4%	0.00	0.0%	2.7%
その他の木・竹・草葉類	0.15	0.5%	0.18	0.9%	0.7%
ゴム・皮革類	0.40	1.4%	0.01	0.1%	0.8%
繊維・布類	0.60	2.1%	0.68	3.6%	2.9%
衣類・布製品	0.60	2.1%	0.55	2.9%	2.5%
ぼろ布、繊維くず	0.00	0.0%	0.13	0.7%	0.4%
ピン類	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
ガラス・陶磁器	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
有害物	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
その他雑物	0.35	1.2%	0.09	0.5%	0.9%
合計	28.90	100.0%	19.01	100.0%	100.0%

■令和3年度 家庭系普通ごみ組成調査

	直接搬入ごみ	
	令和4年1月27日	
	重量[kg]	重量比
厨芥類	7.65	27.0%
手付かずの食料品	1.70	6.0%
その他厨芥類	5.95	21.0%
紙類	8.81	31.1%
新聞・チラシ	1.37	4.8%
雑誌・ノート	0.00	0.0%
雑がみ	1.75	6.2%
ダンボール	0.46	1.6%
紙パック	0.00	0.0%
資源化できない紙類	2.65	9.4%
紙おむつ	2.58	9.1%
プラスチック類	3.59	12.7%
ペットボトル	0.05	0.2%
白色トレイ	0.00	0.0%
容器包装プラスチック	2.96	10.4%
容器包装以外のプラスチック	0.45	1.6%
ペットボトルの蓋	0.05	0.2%
レジ袋	0.08	0.3%
金属類	0.10	0.4%
アルミ缶	0.00	0.0%
スチール缶	0.00	0.0%
その他金属類	0.10	0.4%
木・竹・草葉類	5.39	19.0%
剪定枝	5.29	18.7%
その他の木・竹・草葉類	0.10	0.4%
ゴム・皮革類	0.28	1.0%
繊維・布類	1.55	5.5%
衣類・布製品	1.44	5.1%
ぼろ布、繊維くず	0.11	0.4%
ビン類	0.00	0.0%
ガラス・陶磁器	0.00	0.0%
有害物	0.00	0.0%
その他雑物	0.97	3.4%
合計	28.34	100.0%

事業系ごみ（普通ごみ）

■平成29年度 事業系普通ごみ組成調査

	収集ごみ①		収集ごみ②		平均
	平成29年9月25日		平成30年2月16日		
	重量[kg]	重量比	重量[kg]	重量比	重量比
厨芥類	9.03	38.2%	4.42	27.4%	32.8%
手付かずの食品	3.70	15.6%	1.19	7.4%	11.5%
その他厨芥類	5.33	22.5%	3.23	20.0%	21.3%
紙類	9.18	38.8%	5.27	32.7%	35.8%
新聞・チラシ	0.00	0.0%	0.15	0.9%	0.5%
雑誌・ノート	1.30	5.5%	0.00	0.0%	2.8%
雑がみ	4.10	17.3%	3.00	18.6%	18.0%
ダンボール	0.00	0.0%	0.04	0.2%	0.1%
紙パック	0.18	0.8%	0.14	0.9%	0.9%
資源化できない紙類	2.90	12.3%	1.40	8.7%	10.5%
紙おむつ	0.70	3.0%	0.54	3.4%	3.2%
プラスチック類	3.60	15.2%	5.05	31.3%	23.3%
ペットボトル	0.70	3.0%	0.02	0.1%	1.6%
白色トレイ	0.04	0.2%	0.00	0.0%	0.1%
容器包装プラスチック	1.10	4.7%	2.25	14.0%	9.4%
容器包装以外のプラスチック	1.50	6.3%	0.40	2.5%	4.4%
ペットボトルの蓋	0.06	0.3%	0.00	0.0%	0.2%
レジ袋	0.20	0.8%	2.38	14.8%	7.8%
金属類	0.12	0.5%	0.01	0.1%	0.3%
アルミ缶	0.02	0.1%	0.00	0.0%	0.1%
スチール缶	0.06	0.3%	0.00	0.0%	0.2%
その他金属類	0.04	0.2%	0.01	0.1%	0.2%
木・竹・草葉類	0.83	3.5%	0.07	0.4%	2.0%
剪定枝	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
その他の木・竹・草葉類	0.83	3.5%	0.07	0.4%	2.0%
ゴム・皮革類	0.68	2.9%	0.01	0.1%	1.5%
繊維・布類	0.00	0.0%	1.02	6.3%	3.2%
衣類・布製品	0.00	0.0%	0.49	3.0%	1.5%
ぼろ布、繊維くず	0.00	0.0%	0.53	3.3%	1.7%
ビン類	0.10	0.4%	0.00	0.0%	0.2%
ガラス・陶磁器	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
有害物	0.10	0.4%	0.02	0.1%	0.3%
その他雑物	0.01	0.0%	0.25	1.6%	0.8%
合計	23.65	100.0%	16.12	100.0%	100.0%

■令和元年度 事業系普通ごみ組成調査

	収集ごみ①		収集ごみ②		平均
	令和元年11月26日		令和2年2月18日		
	重量[kg]	重量比	重量[kg]	重量比	重量比
厨芥類	10.44	33.5%	13.06	38.5%	36.0%
手付かすの食品	1.04	3.3%	2.50	7.4%	5.4%
その他厨芥類	9.40	30.2%	10.56	31.1%	30.7%
紙類	13.80	44.3%	13.47	39.7%	42.0%
新聞・チラシ	0.40	1.3%	0.45	1.3%	1.3%
雑誌・ノート	0.15	0.5%	0.00	0.0%	0.3%
雑がみ	3.30	10.6%	6.35	18.7%	14.7%
ダンボール	0.00	0.0%	0.07	0.2%	0.1%
紙パック	0.50	1.6%	0.40	1.2%	1.4%
資源化できない紙類	5.65	18.1%	2.65	7.8%	13.0%
紙おむつ	3.80	12.2%	3.55	10.5%	11.4%
プラスチック類	4.85	15.6%	5.29	15.6%	15.6%
ペットボトル	0.40	1.3%	0.40	1.2%	1.3%
白色トレイ	0.05	0.2%	0.01	0.0%	0.1%
容器包装プラスチック	3.60	11.6%	3.84	11.3%	11.5%
容器包装以外のプラスチック	0.40	1.3%	0.70	2.1%	1.7%
ペットボトルの蓋	0.05	0.2%	0.04	0.1%	0.2%
レジ袋	0.35	1.1%	0.30	0.9%	1.0%
金属類	0.15	0.5%	0.01	0.0%	0.3%
アルミ缶	0.10	0.3%	0.00	0.0%	0.2%
スチール缶	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
その他金属類	0.05	0.2%	0.01	0.0%	0.1%
木・竹・草葉類	0.40	1.3%	0.98	2.9%	2.1%
剪定枝	0.00	0.0%	0.69	2.0%	1.0%
その他の木・竹・草葉類	0.40	1.3%	0.30	0.9%	1.1%
ゴム・皮革類	0.45	1.4%	0.21	0.6%	1.0%
繊維・布類	0.20	0.6%	0.65	1.9%	1.3%
衣類・布製品	0.20	0.6%	0.15	0.4%	0.5%
ぼろ布、繊維くず	0.00	0.0%	0.50	1.5%	0.8%
ピン類	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
ガラス・陶磁器	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
有害物	0.00	0.0%	0.00	0.0%	0.0%
その他雑物	0.85	2.7%	0.25	0.7%	1.7%
合計	31.14	100.0%	33.92	100.0%	100.0%

■令和3年度 事業系普通ごみ組成調査

	収集ごみ	
	令和4年1月27日	
	重量[kg]	重量比
厨芥類	12.03	47.0%
手付かずの食料品	3.81	14.9%
その他厨芥類	8.22	32.1%
紙類	9.84	38.4%
新聞・チラシ	0.53	2.1%
雑誌・ノート	0.00	0.0%
雑がみ	2.13	8.3%
ダンボール	0.00	0.0%
紙パック	0.00	0.0%
資源化できない紙類	1.74	6.8%
紙おむつ	5.44	21.2%
プラスチック類	2.28	8.9%
ペットボトル	0.03	0.1%
白色トレイ	0.00	0.0%
容器包装プラスチック	1.89	7.4%
容器包装以外のプラスチック	0.31	1.2%
ペットボトルの蓋	0.00	0.0%
レジ袋	0.05	0.2%
金属類	0.24	0.9%
アルミ缶	0.00	0.0%
スチール缶	0.11	0.4%
その他金属類	0.13	0.5%
木・竹・草葉類	0.06	0.2%
剪定枝	0.00	0.0%
その他の木・竹・草葉類	0.06	0.2%
ゴム・皮革類	0.64	2.5%
繊維・布類	0.06	0.2%
衣類・布製品	0.04	0.2%
ぼろ布、繊維くず	0.02	0.1%
ビン類	0.33	1.3%
ガラス・陶磁器	0.00	0.0%
有害物	0.00	0.0%
その他雑物	0.14	0.5%
合計	25.62	100.0%

資料6 ごみ排出量の予測（現状推移）

ごみ排出量の予測の方法

ごみ排出量の予測は、直近6年間（平成28年度～令和3年度）におけるごみ排出量原単位の実績値に基づき、以下に示す直線式、二次関数式、指数式、べき乗式、ロジスティック式及び対数式の6つの推計式、並びに平均値や直近実績値を用いて推計を行いました。

推計式の一覧

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ①直線式 | : $y = ax + b$ |
| ②二次関数式 | : $y = ax^2 + bx + c$ |
| ③指数式 | : $y = a \times b^x$ |
| ④べき乗式 | : $y = a \times x^b$ |
| ⑤ロジスティック式 | : $y = K / (1 + e^{-(a-bx)})$ |
| ⑥対数式 | : $y = a \times \ln x + b$ |

x : 基準年度（平成28（2016）年度）からの経過年数

y : 基準年度から x 年後の推計値

K : 過去の実績値から求められる飽和値

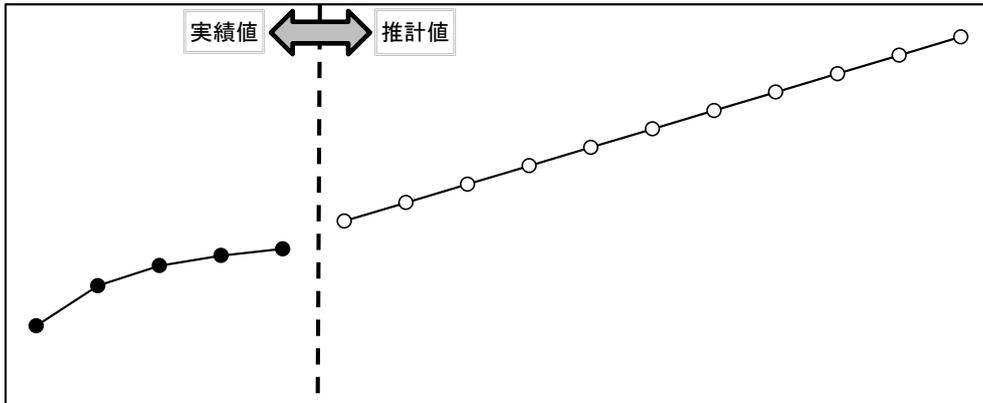
a, b, c : 最小二乗法により求められる定数

なお、推計においては、以下を考慮しました。

- 過去のごみ排出実績と比べて極端に異なる傾向や、現実的な増減傾向を示さない推計式は候補から除外しました。
- ごみの大きな増減を引き起こす要因が考えられないにも関わらず、増加や減少が継続する場合は、相関係数が高くとも候補から除外しました。（増加・減少傾向の緩やかなものを選択した場合があります）
- 過去の実績が増減を繰り返し、その増減の理由や明確な傾向が不明確な場合は、実績値の平均値を推計値としました。

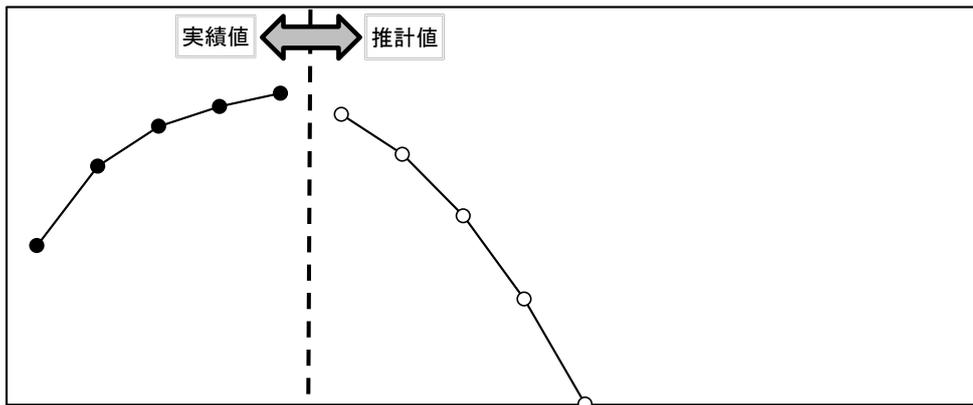
①直線式： $y = ax + b$

実績値を直線に置き換えた場合の推計式です。



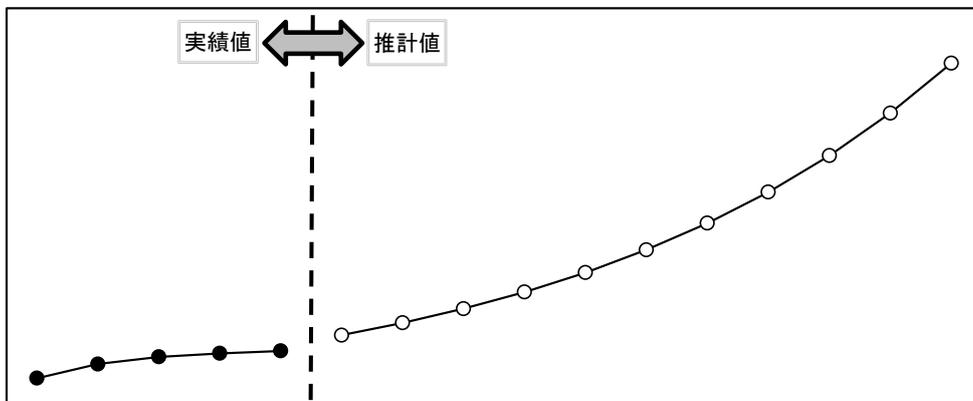
②二次関数式： $y = ax^2 + bx + c$

実績値を放物線に置き換えた場合の推計式です。



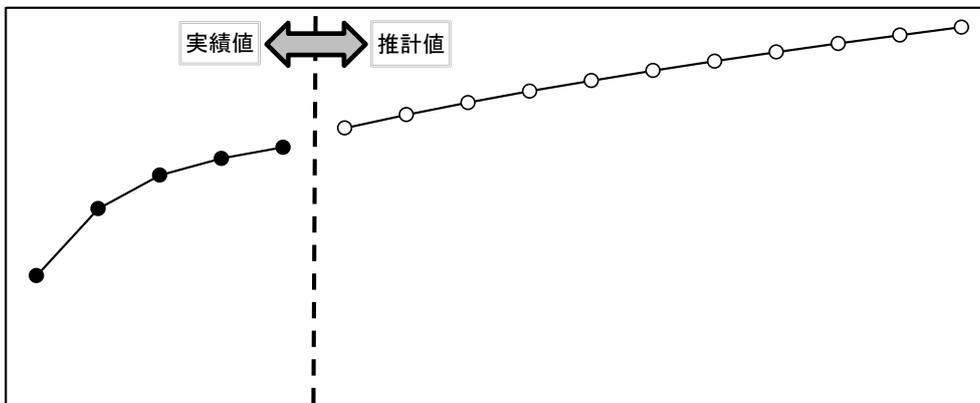
③指数式： $y = a \times b^x$

実績値の伸びを一定の比率で増加または減少させる推計式であり、増加または減少傾向が急激になります。

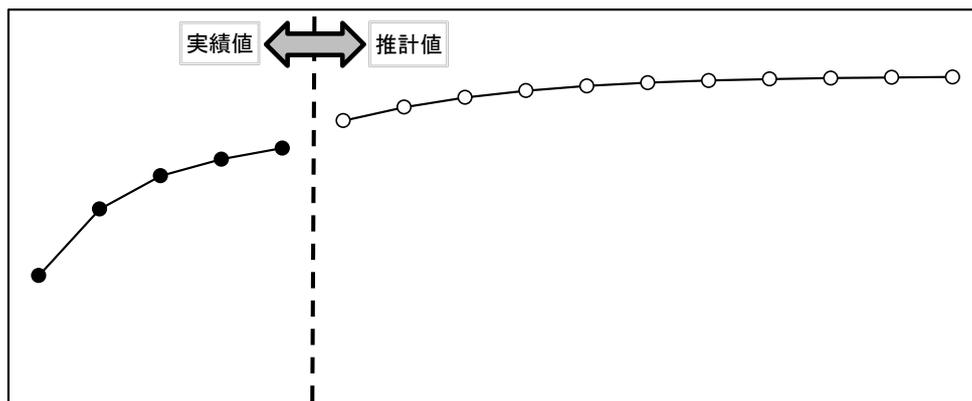


④べき乗式： $y = a \times x^b$

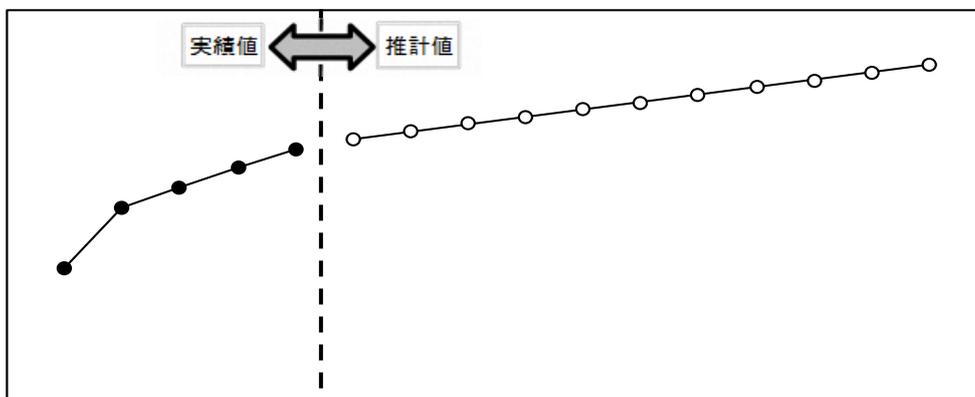
実績値の伸びを徐々に増加させる推計式であり、実績値が増加し続ける場合に相関係数が高くなります。

⑤ロジスティック式： $y = K / (1 + e^{(a-bx)})$

実績値の伸びを徐々に増加させた後、徐々に減少させ一定の値に近づく推計式です。

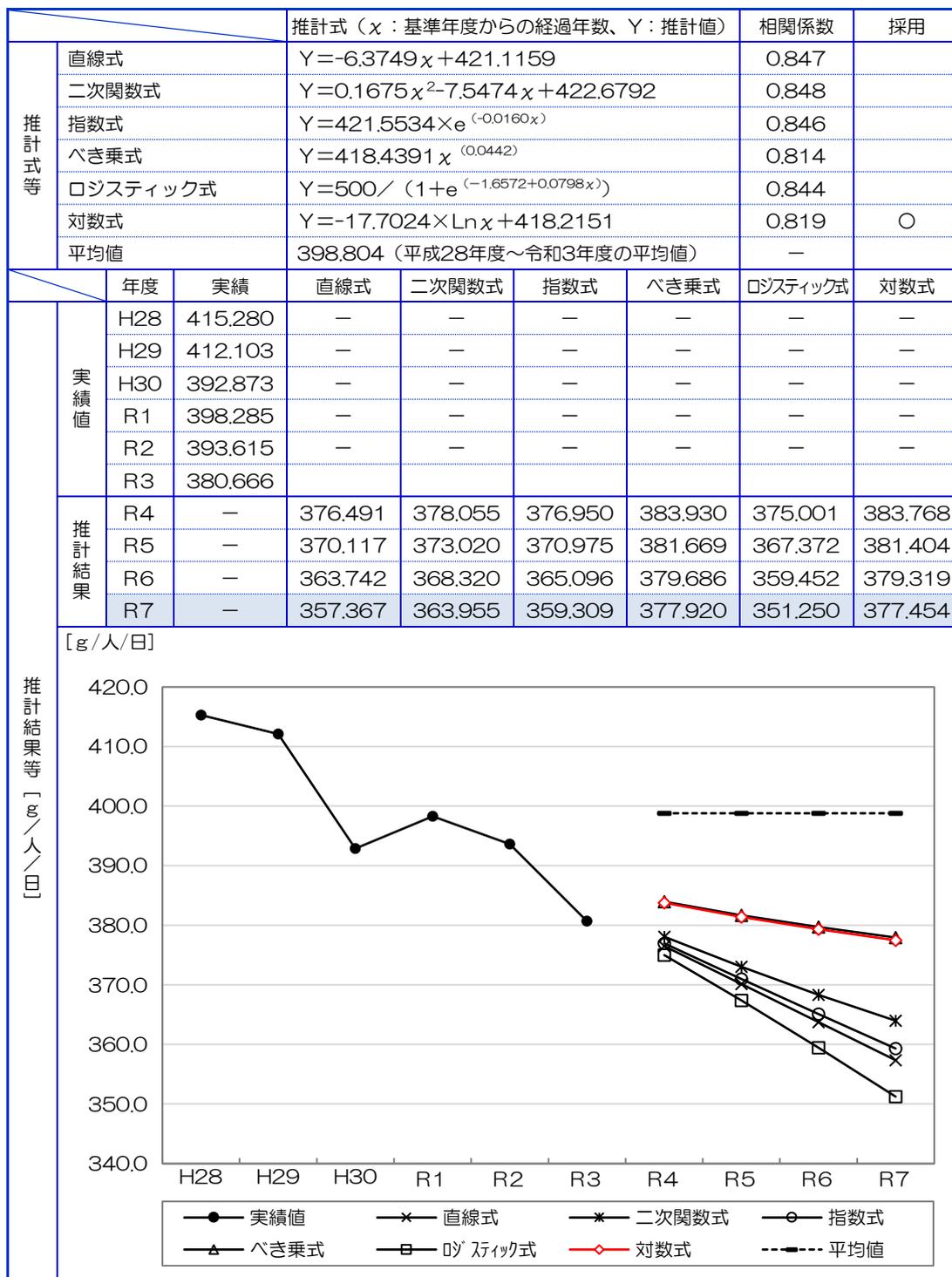
⑥対数式： $y = a \times \ln x + b$

実績値の増加率（減少率）が徐々に低減していく推計式です。

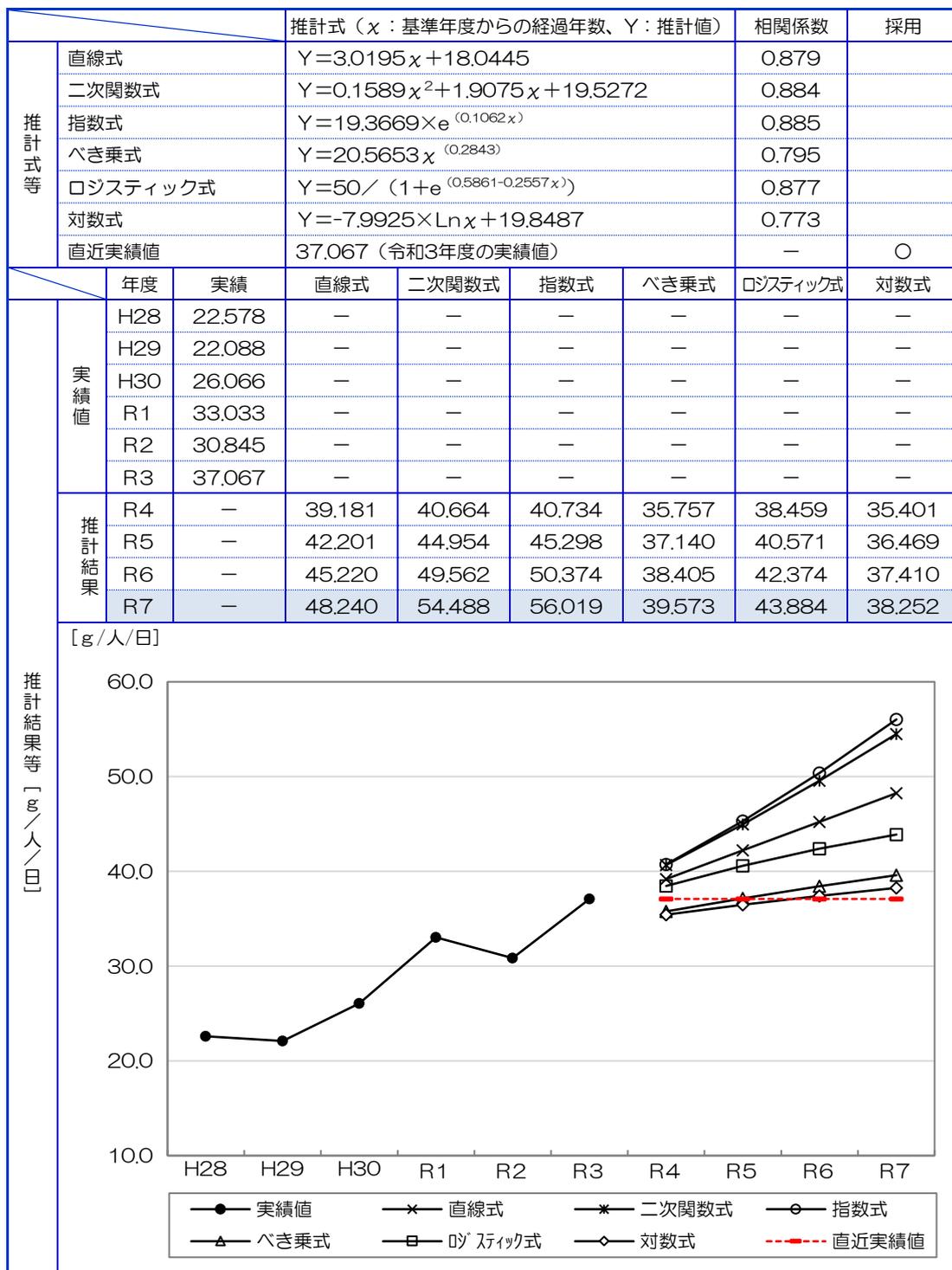


ごみ排出原単位の推計結果

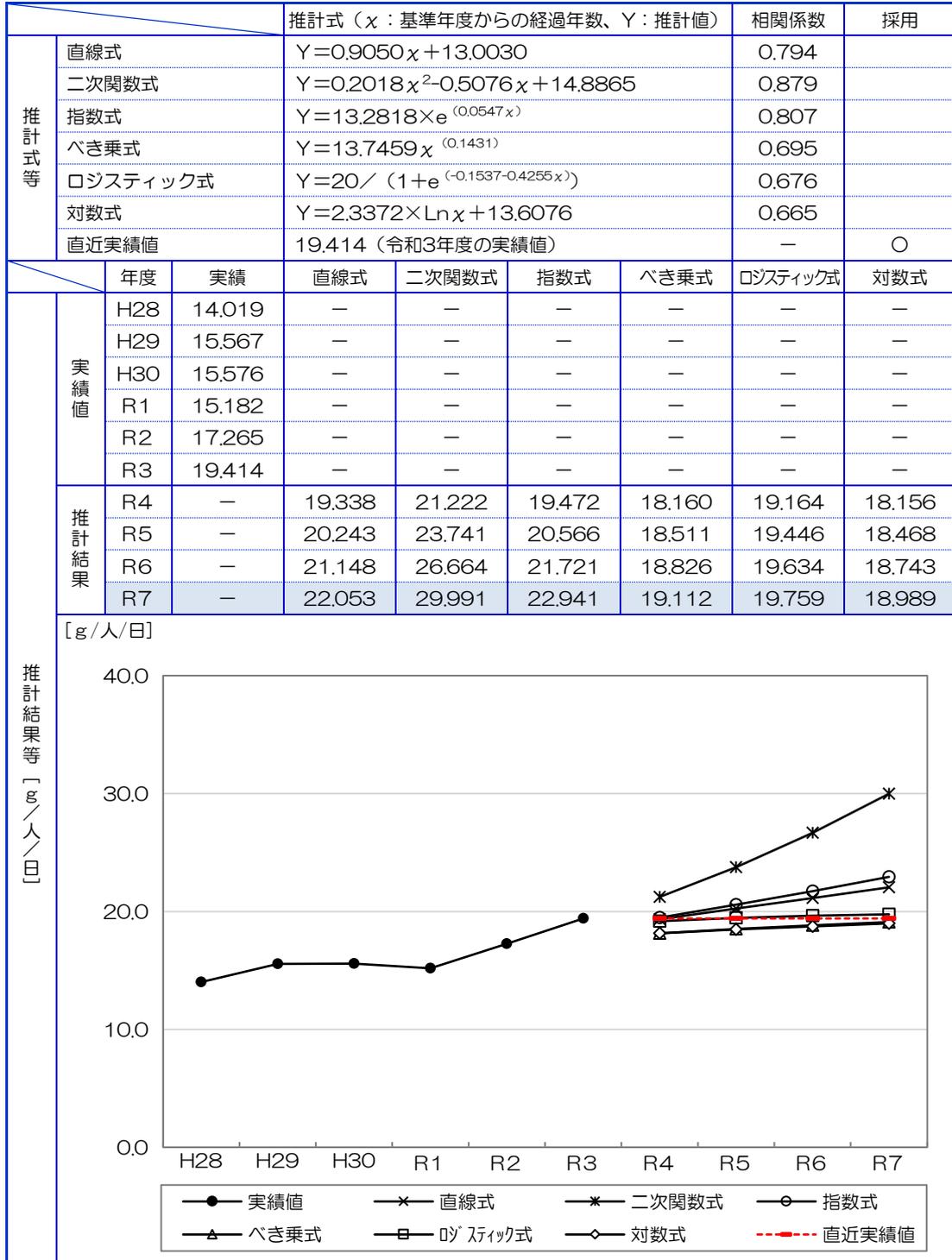
家庭系ごみ（普通ごみ）



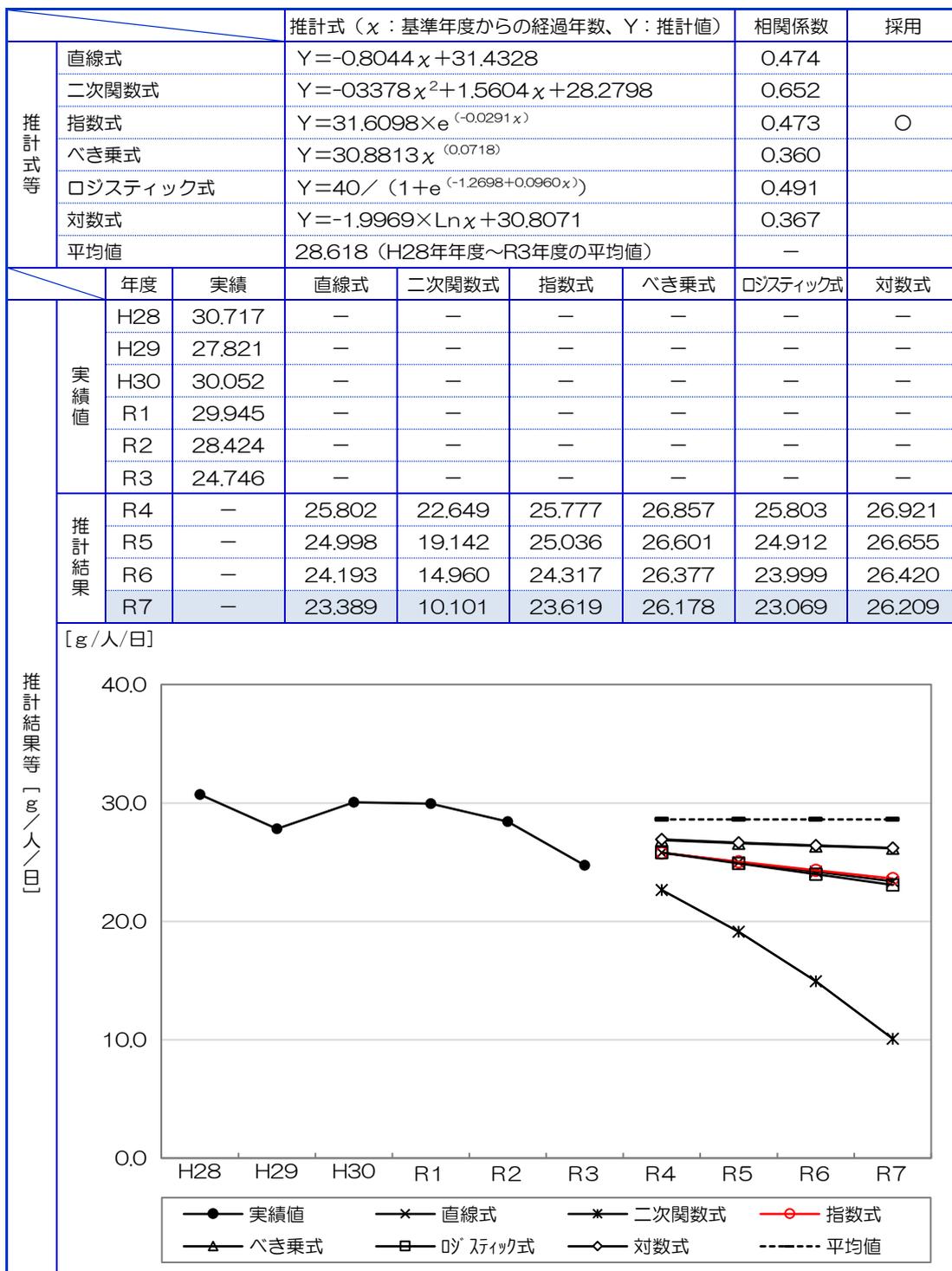
家庭系ごみ（資源ごみ／新聞・雑誌・雑がみ）



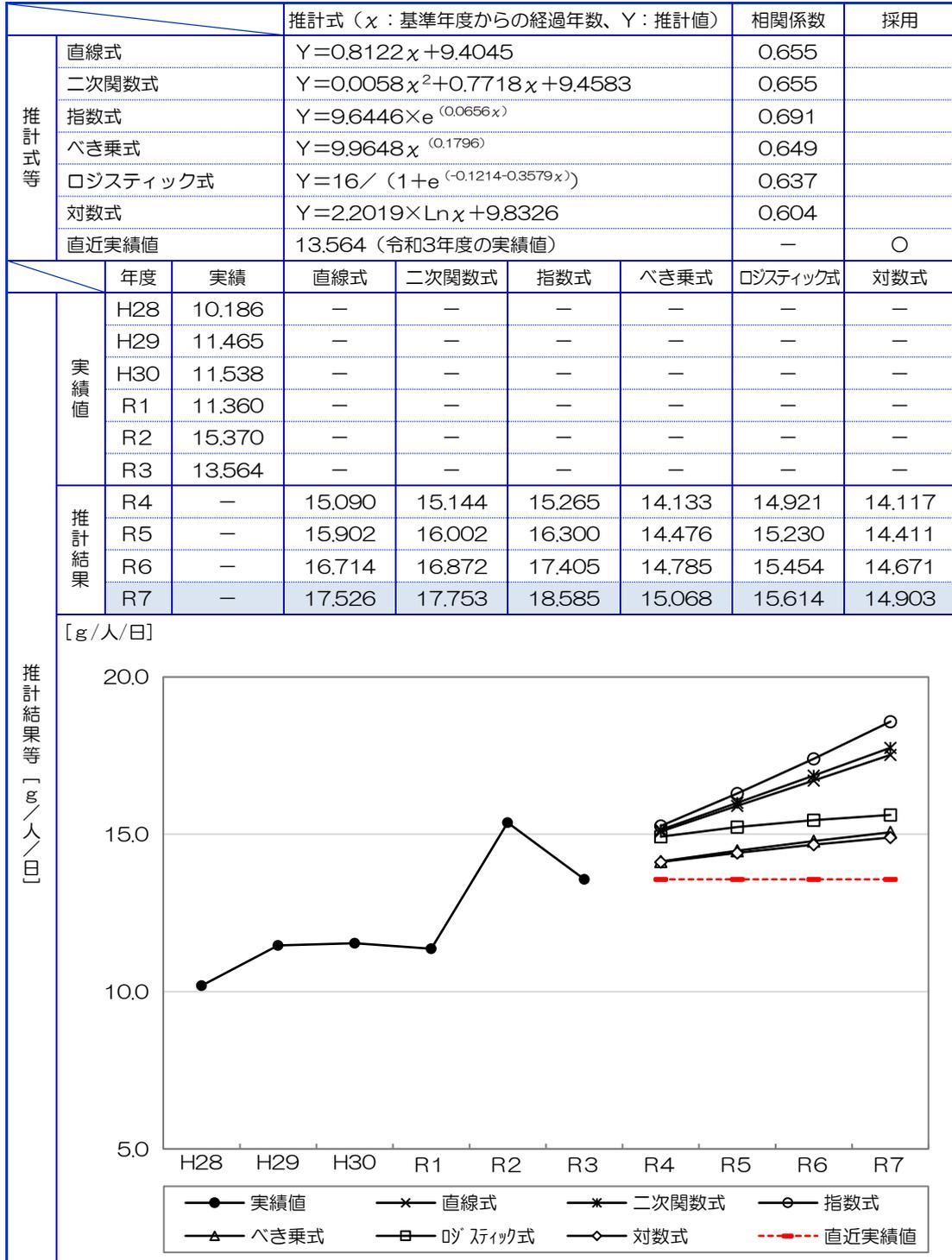
家庭系ごみ（資源ごみ／ダンボール）



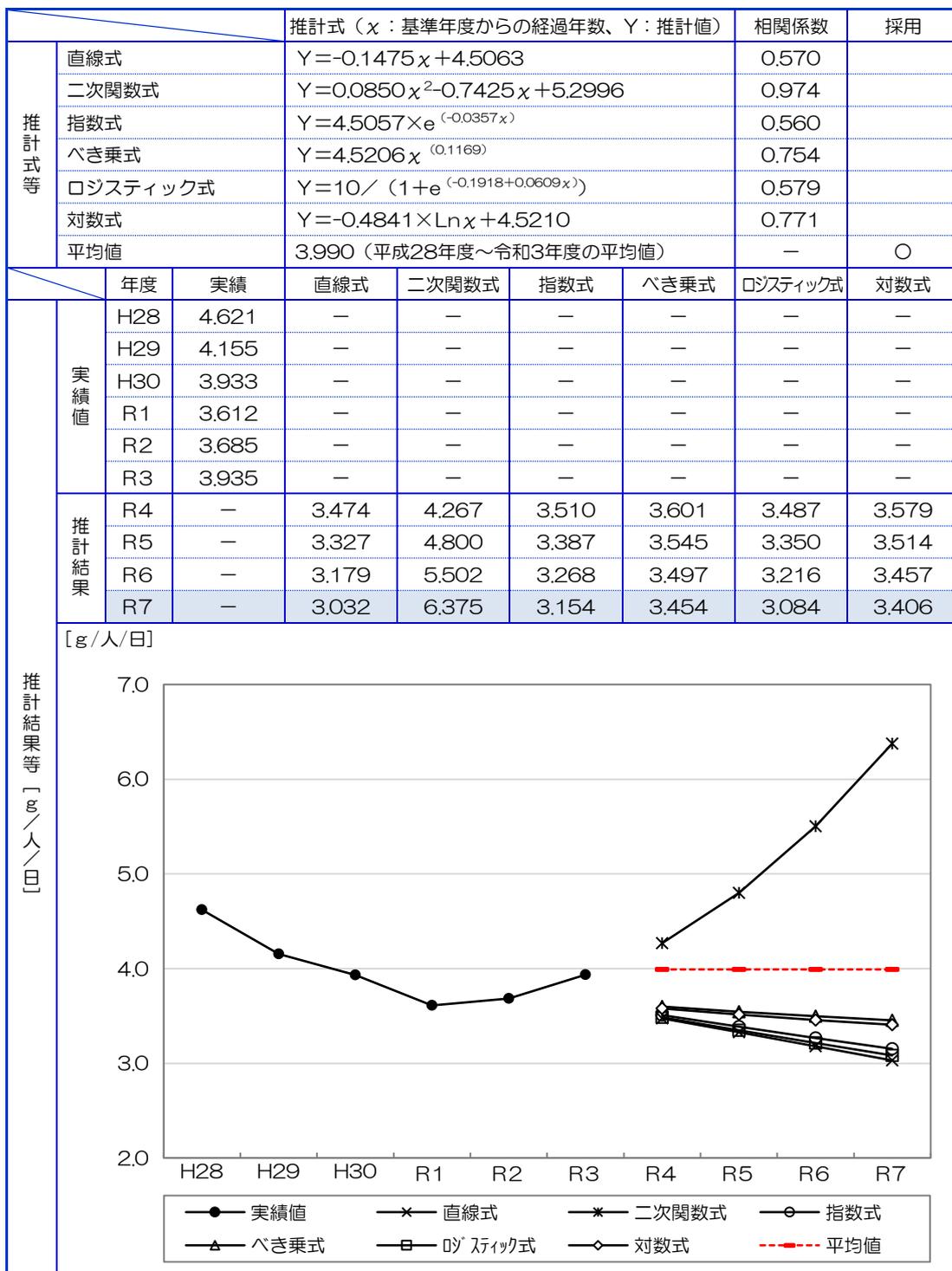
家庭系ごみ（資源ごみ/ビン・缶）



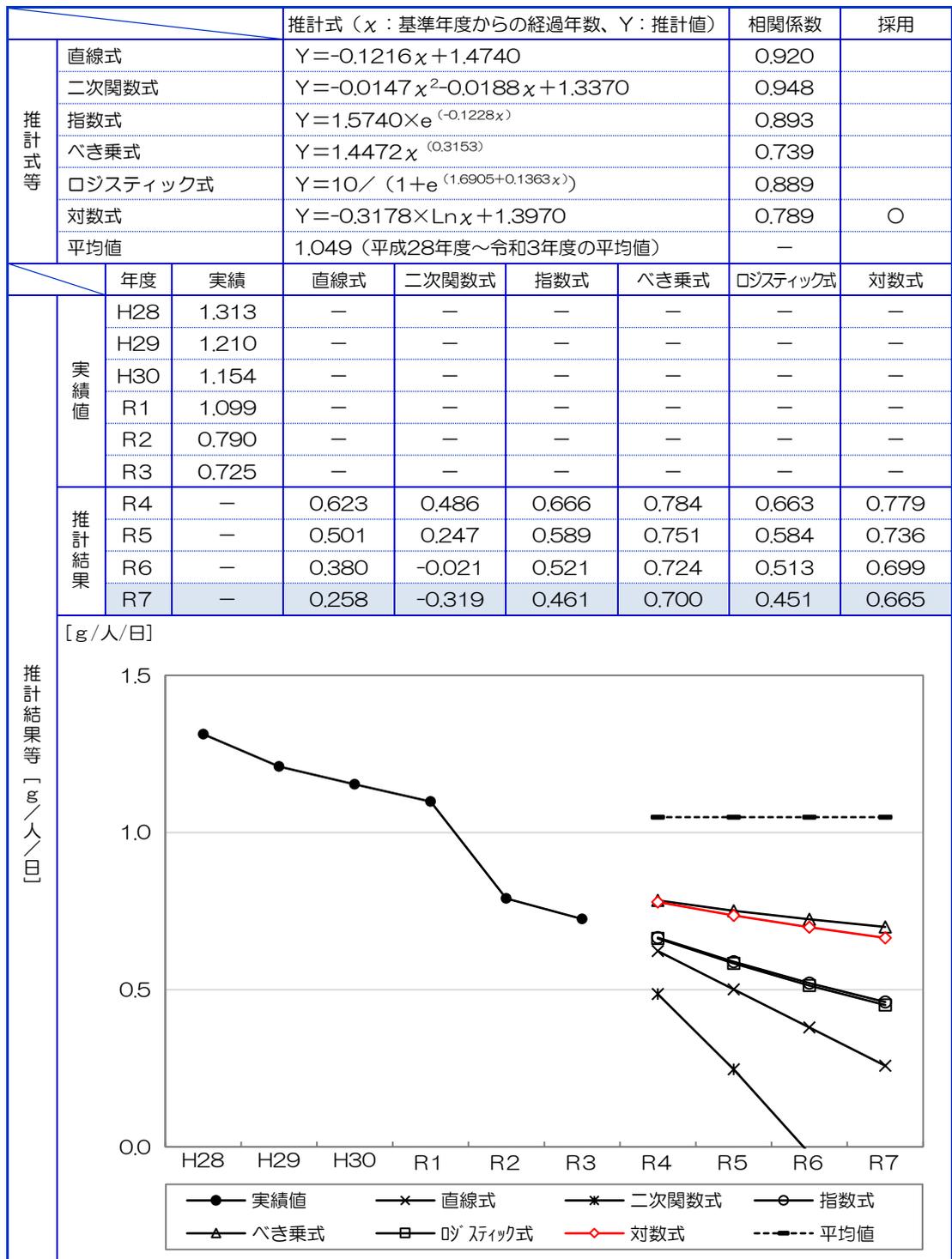
家庭系ごみ（資源ごみ／布類）



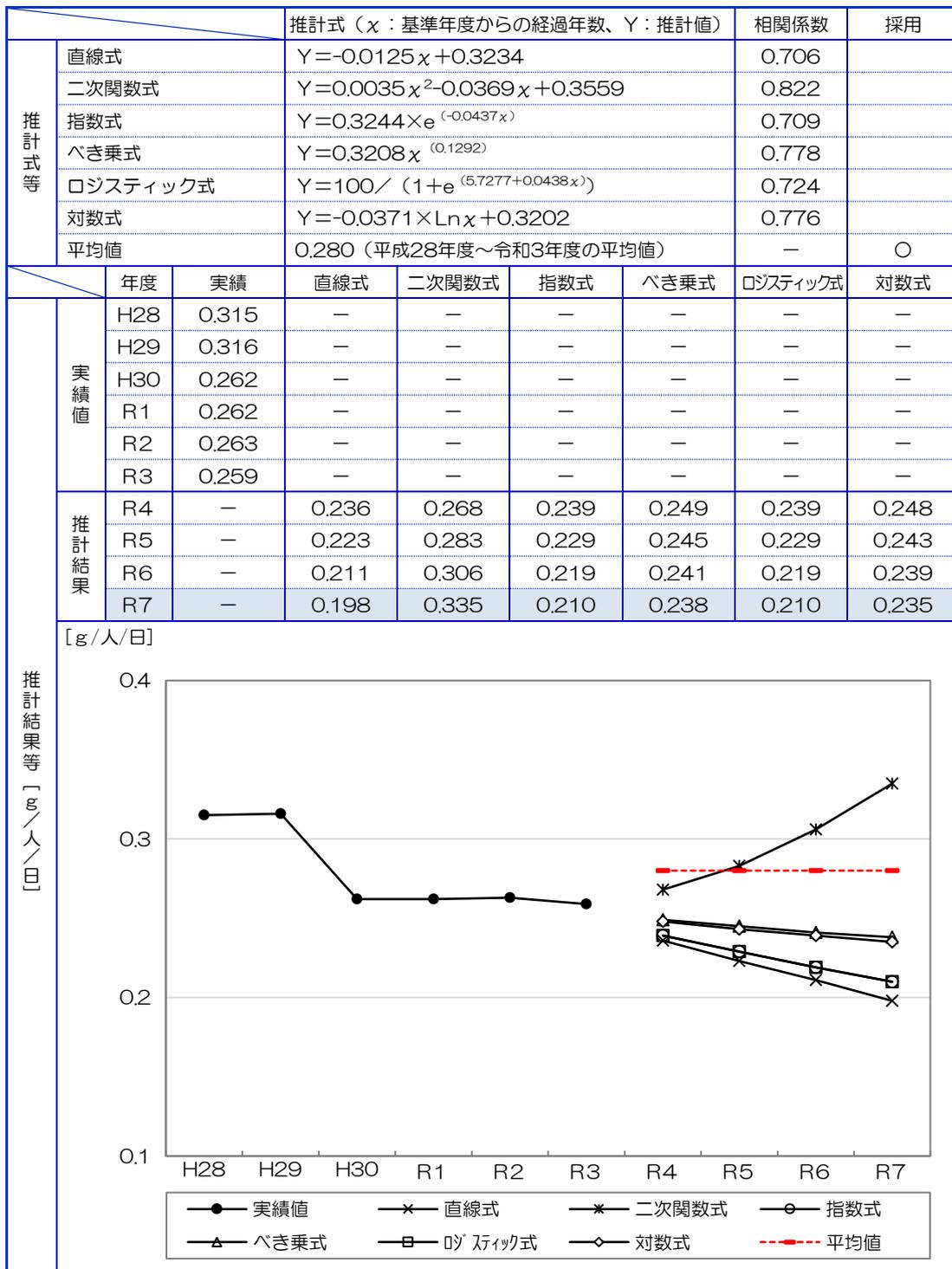
家庭系ごみ（資源ごみ/ペットボトル）



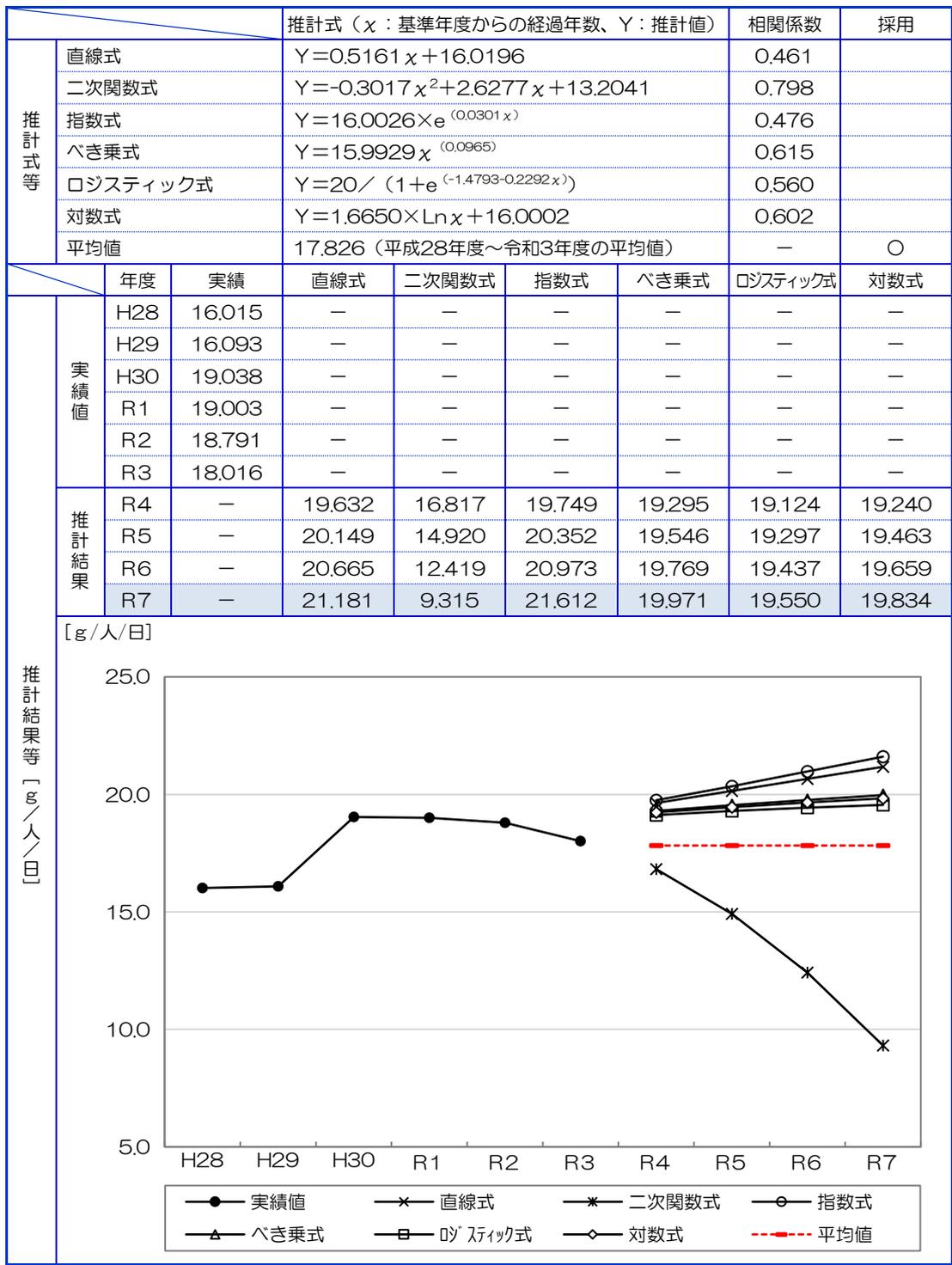
家庭系ごみ（資源ごみ／紙パック）



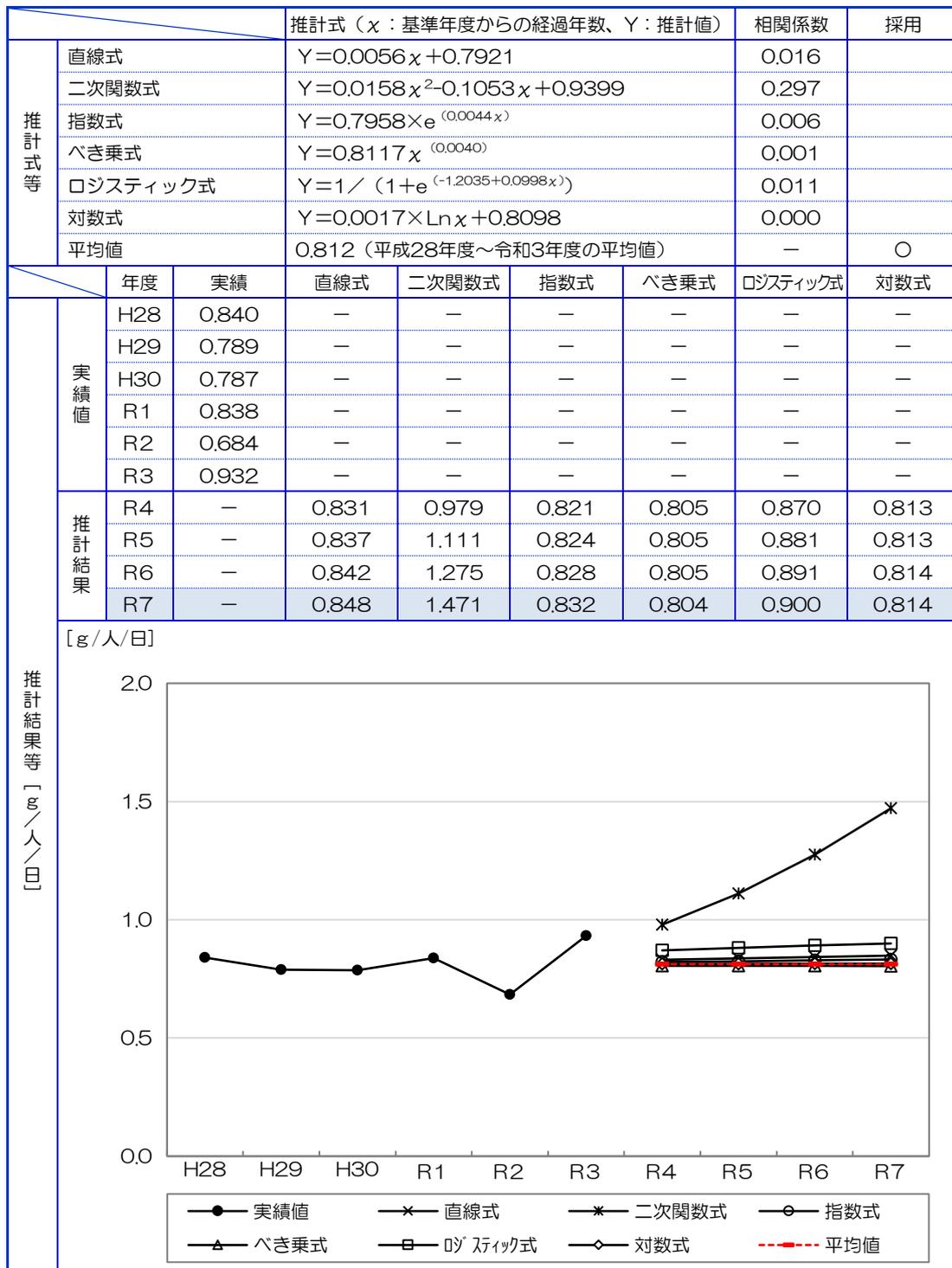
家庭系ごみ（資源ごみ/白色トレイ）



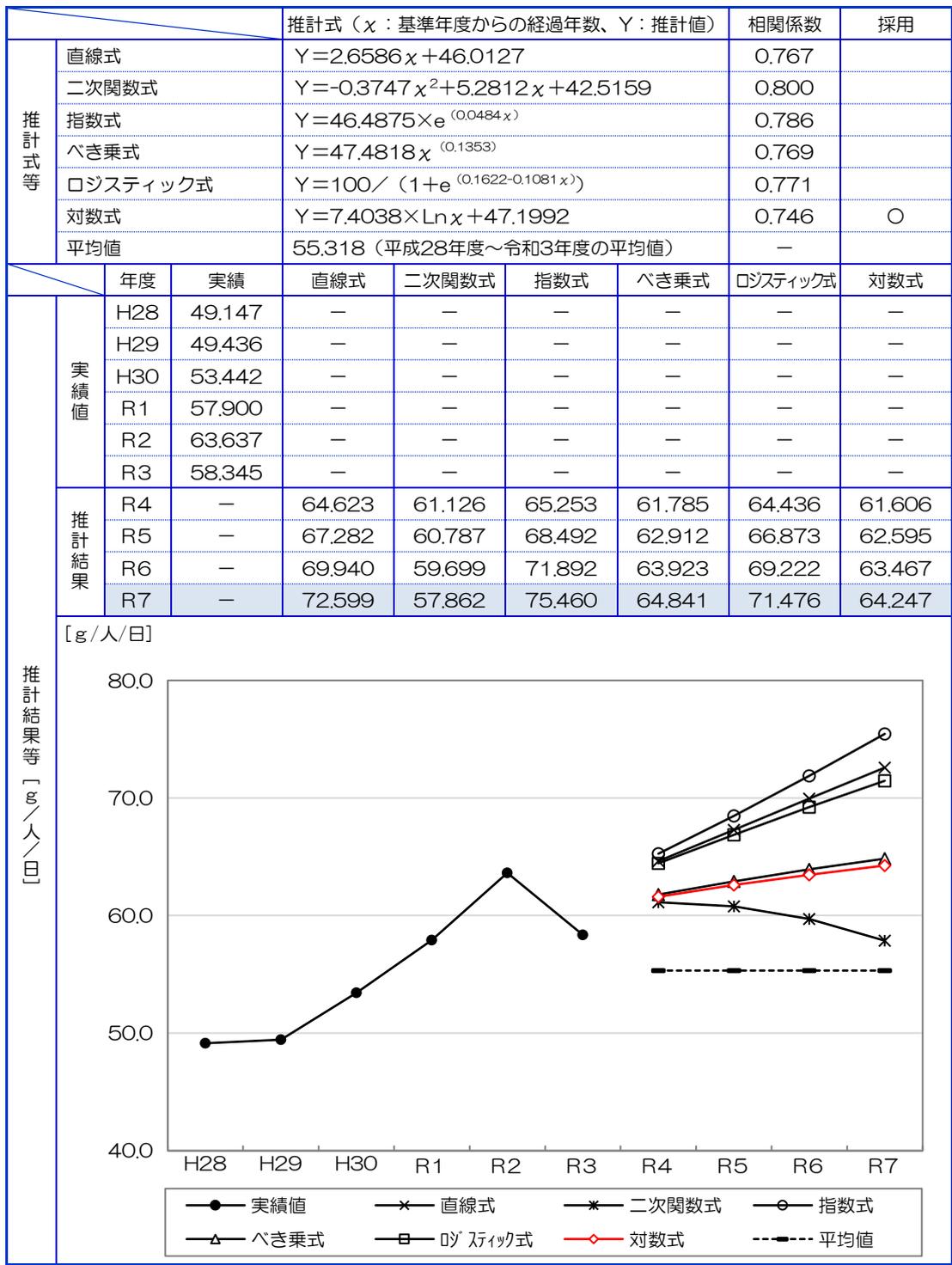
家庭系ごみ（埋立ごみ）



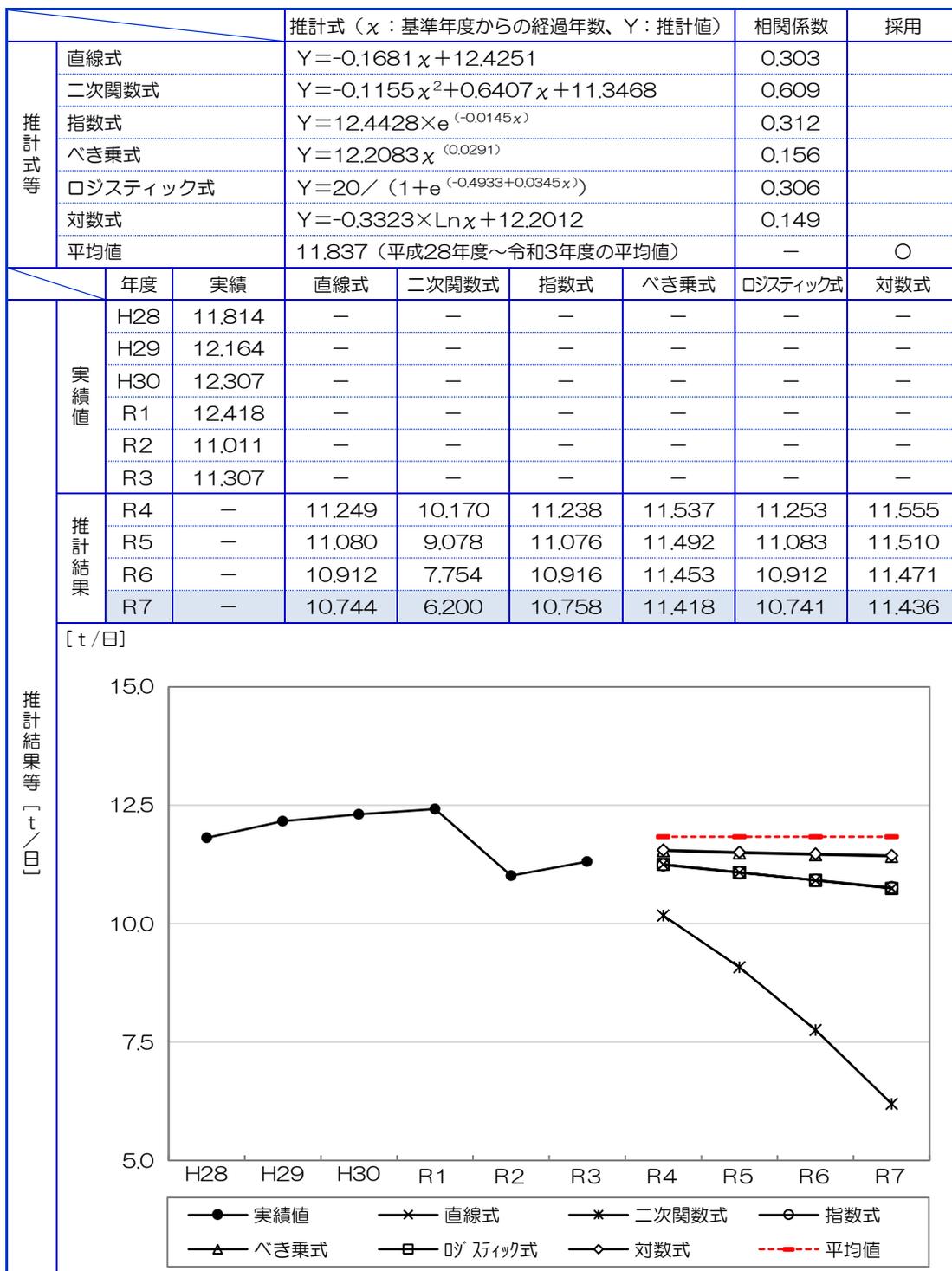
家庭系ごみ（有害ごみ）



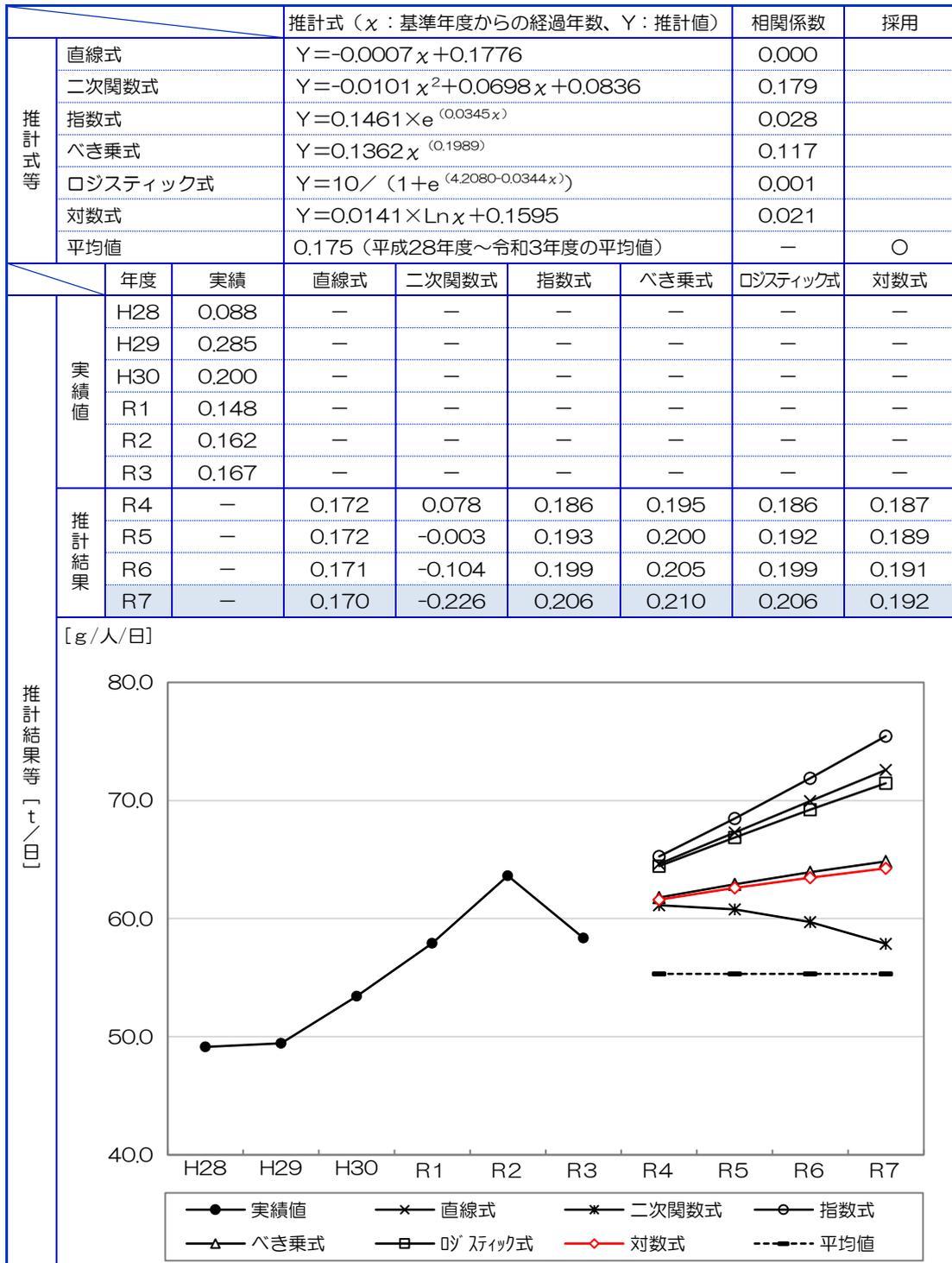
家庭系ごみ（大型ごみ）



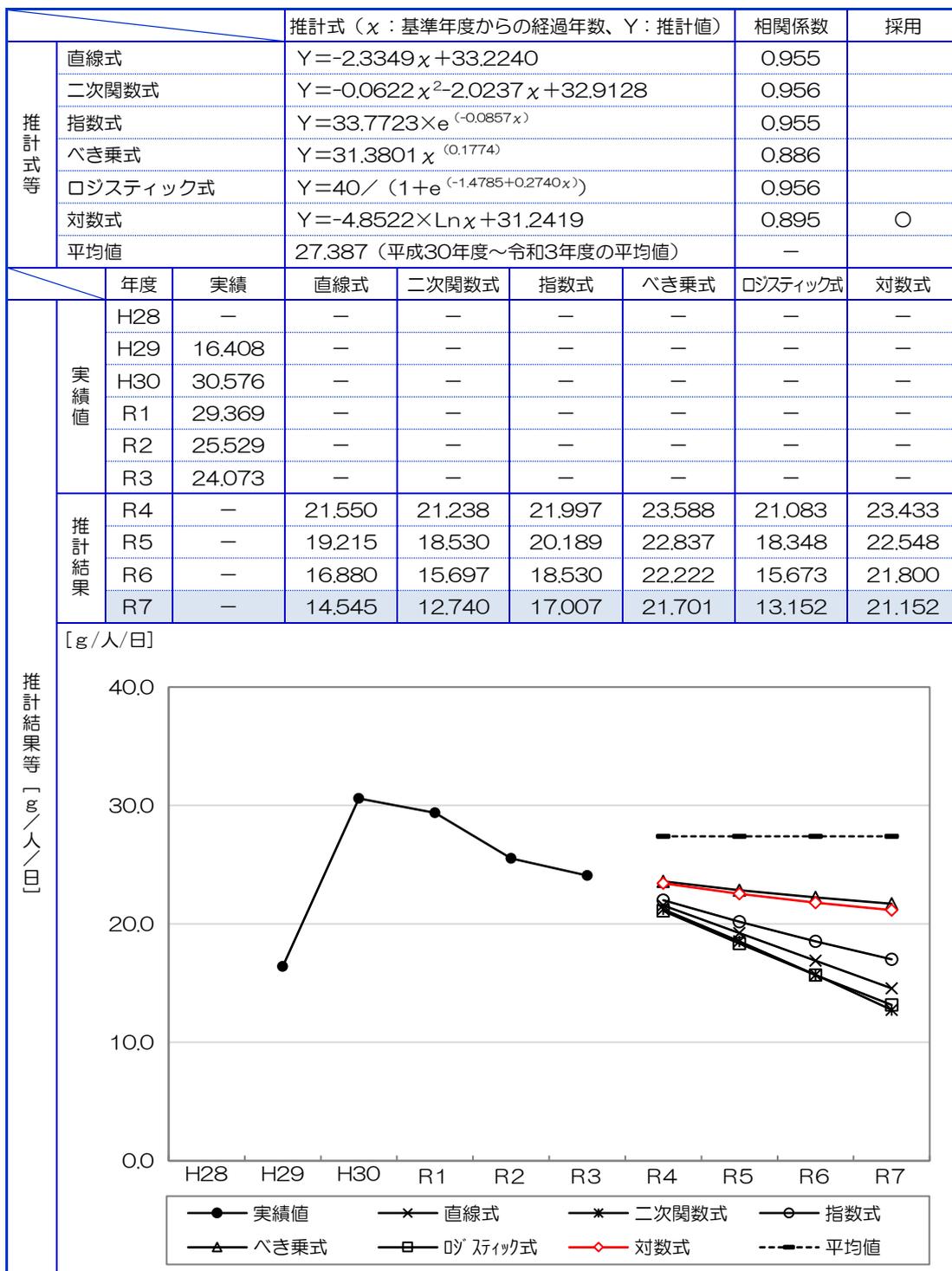
事業系ごみ（普通ごみ）



事業系ごみ（大型ごみ）



集団回収



ごみ排出量の予測（現状推移）

■ごみ排出量（現状推移）

基準年度

	単位	H25 (2013)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
A. 総人口	人	51,605	52,178	52,095	52,239	52,191	52,050
a1. 計画収集人口	人	51,605	52,178	52,095	52,239	52,191	52,050
a2. 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
B. 家庭系ごみ排出量	t/年	11,028	10,761	10,668	10,577	10,898	10,893
	g/人/日	585.480	565.031	561.040	554.721	570.519	573.369
b1. 普通ごみ	t/年	8,467	7,909	7,836	7,491	7,608	7,478
	g/人/日	449.516	415.280	412.103	392.873	398.285	393.615
b2. 資源ごみ	t/年	1,388	1,595	1,571	1,689	1,805	1,836
	g/人/日	73.689	83.749	82.620	88.581	94.493	96.640
b2-1. 新聞・雑誌・雑がみ	t/年	219	430	420	497	631	586
	g/人/日	11.627	22.578	22.088	26.066	33.033	30.845
b2-2. ダンボール	t/年	262	267	296	297	290	328
	g/人/日	13.910	14.019	15.567	15.576	15.182	17.265
b2-3. ビン・缶	t/年	589	585	529	573	572	540
	g/人/日	31.270	30.717	27.821	30.052	29.945	28.424
b2-4. 布類	t/年	223	194	218	220	217	292
	g/人/日	11.839	10.186	11.465	11.538	11.360	15.370
b2-5. ペットボトル	t/年	62	88	79	75	69	70
	g/人/日	3.292	4.621	4.155	3.933	3.612	3.685
b2-6. 紙パック	t/年	25	25	23	22	21	15
	g/人/日	1.327	1.313	1.210	1.154	1.099	0.790
b2-7. 白色トレイ	t/年	8	6	6	5	5	5
	g/人/日	0.425	0.315	0.316	0.262	0.262	0.263
b3. 埋立ごみ	t/年	307	305	306	363	363	357
	g/人/日	16.299	16.015	16.093	19.038	19.003	18.791
b4. 有害ごみ	t/年	16	16	15	15	16	13
	g/人/日	0.849	0.840	0.789	0.787	0.838	0.684
b5. 大型ごみ	t/年	850	936	940	1,019	1,106	1,209
	g/人/日	45.127	49.147	49.436	53.442	57.900	63.637
C. 事業系ごみ排出量	t/年	3,986	4,344	4,544	4,565	4,599	4,078
	t/日	10.921	11.901	12.449	12.507	12.566	11.173
c1. 普通ごみ	t/年	3,885	4,312	4,440	4,492	4,545	4,019
	t/日	10.644	11.814	12.164	12.307	12.418	11.011
c2. 大型ごみ	t/年	101	32	104	73	54	59
	t/日	0.277	0.088	0.285	0.200	0.148	0.162
D. ごみ排出量	t/年	15,014	15,105	15,212	15,142	15,497	14,971
	g/人/日	797.098	793.123	800.014	794.137	811.280	788.020
E. 集回収量	t/年	—	—	312	583	561	485
	g/人/日	—	—	16.408	30.576	29.369	25.529
F. ごみ総排出量	t/年	15,014	15,105	15,524	15,725	16,058	15,456
	g/人/日	797.098	793.123	816.422	824.713	840.649	813.549
1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	797	793	816	825	841	814
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人/日	512	481	478	466	476	477
事業系ごみ排出量	t/年	3,986	4,344	4,544	4,565	4,599	4,078

■ごみ排出量（現状推移）つづき

	単位	←実績値		推計値→			目標年度
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
A. 総人口	人	52,921	53,166	53,126	53,073	53,000	
a1. 計画収集人口	人	52,921	53,166	53,126	53,073	53,000	
a2. 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	
B. 家庭系ごみ排出量	t/年	10,772	10,961	10,942	10,862	10,813	
	g/人/日	557.668	564.837	562.741	560.716	558.956	
b1. 普通ごみ	t/年	7,353	7,447	7,416	7,348	7,302	
	g/人/日	380.666	383.768	381.404	379.319	377.454	
b2. 資源ごみ	t/年	1,926	1,956	1,946	1,924	1,907	
	g/人/日	99.709	100.796	100.082	99.320	98.578	
b2-1. 新聞・雑誌・雑がみ	t/年	716	719	721	718	717	
	g/人/日	37.067	37.067	37.067	37.067	37.067	
b2-2. ダンボール	t/年	375	377	377	376	376	
	g/人/日	19.414	19.414	19.414	19.414	19.414	
b2-3. ビン・缶	t/年	478	500	487	471	457	
	g/人/日	24.746	25.777	25.036	24.317	23.619	
b2-4. 布類	t/年	262	263	264	263	262	
	g/人/日	13.564	13.564	13.564	13.564	13.564	
b2-5. ペットボトル	t/年	76	77	78	77	77	
	g/人/日	3.935	3.990	3.990	3.990	3.990	
b2-6. 紙パック	t/年	14	15	14	14	13	
	g/人/日	0.725	0.779	0.736	0.699	0.665	
b2-7. 白色トレイ	t/年	5	5	5	5	5	
	g/人/日	0.259	0.280	0.280	0.280	0.280	
b3. 埋立ごみ	t/年	348	346	347	345	345	
	g/人/日	18.016	17.826	17.826	17.826	17.826	
b4. 有害ごみ	t/年	18	16	16	16	16	
	g/人/日	0.932	0.812	0.812	0.812	0.812	
b5. 大型ごみ	t/年	1,127	1,196	1,217	1,229	1,243	
	g/人/日	58.345	61.606	62.595	63.467	64.247	
C. 事業系ごみ排出量	t/年	4,188	4,385	4,396	4,385	4,385	
	t/日	11.474	12.014	12.011	12.014	12.014	
c1. 普通ごみ	t/年	4,127	4,321	4,332	4,321	4,321	
	t/日	11.307	11.837	11.837	11.837	11.837	
c2. 大型ごみ	t/年	61	64	64	64	64	
	t/日	0.167	0.175	0.175	0.175	0.175	
D. ごみ排出量	t/年	14,960	15,346	15,338	15,247	15,198	
	g/人/日	774.481	790.803	788.825	787.078	785.629	
E. 集回収量	t/年	465	455	438	422	409	
	g/人/日	24.073	23.433	22.548	21.800	21.152	
F. ごみ総排出量	t/年	15,425	15,801	15,776	15,669	15,607	
	g/人/日	798.554	814.250	811.351	808.863	806.772	
1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	799	814	811	809	807	
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人/日	458	464	463	461	460	
事業系ごみ排出量	t/年	4,188	4,385	4,396	4,385	4,385	

■処理・処分量①（現状推移）

基準年度

	単位	H25 (2013)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
G. 環境センター・リサイクルセンター							
g1. 搬入量	t/年	2,634	2,868	2,866	3,125	3,318	3,454
g1-1. 普通ごみ	t/年	172	206	190	207	175	171
g1-2. 資源ごみ	t/年	1,388	1,595	1,571	1,689	1,805	1,836
g1-2-1. 新聞・雑誌・雑がみ	t/年	219	430	420	497	631	586
g1-2-2. ダンボール	t/年	262	267	296	297	290	328
g1-2-3. ピン・缶	t/年	589	585	529	573	572	540
g1-2-4. 布類	t/年	223	194	218	220	217	292
g1-2-5. ペットボトル	t/年	62	88	79	75	69	70
g1-2-6. 紙パック	t/年	25	25	23	22	21	15
g1-2-7. 白色トレイ	t/年	8	6	6	5	5	5
g1-3. 埋立ごみ	t/年	307	305	306	363	363	357
g1-4. 有害ごみ	t/年	16	16	15	15	16	13
g1-5. 大型ごみ	t/年	923	952	974	1,058	1,134	1,248
g2. 搬出量	t/年	1,951	2,158	2,098	2,285	2,422	2,858
g2-1. 普通ごみ → h1-1-1	t/年	172	206	190	207	175	171
g2-2. 資源ごみ	t/年	1,012	1,190	1,110	1,212	1,272	1,597
g2-2-1. 紙類 → 直接資源化	t/年	150	262	245	290	322	449
g2-2-2. ダンボール → 直接資源化	t/年	158	148	149	147	130	240
g2-2-3. ピン・缶 → j1	t/年	500	585	529	573	572	540
g2-2-4. 布類 → 直接資源化	t/年	130	115	123	122	167	292
g2-2-5. ペットボトル → 資源化	t/年	52	60	45	63	68	63
g2-2-6. 紙パック → 直接資源化	t/年	17	15	15	13	10	10
g2-2-7. 白色トレイ → 資源化	t/年	5	5	4	4	3	3
g2-3. 埋立ごみ → k1	t/年	307	305	306	363	363	357
g2-4. 有害ごみ（乾電池・蛍光灯） → 資源化	t/年	16	16	15	15	16	13
g2-5. 大型ごみ	t/年	923	952	973	1,058	1,134	1,248
g2-5-1. 大型可燃 → h1-2-1	t/年	640	564	551	612	639	720
g2-5-2. 大型プラスチック類 → i1	t/年	82	159	178	208	220	212
g2-5-3. 金属類売却 → 資源化	t/年	201	229	244	191	122	160
g2-5-4. 小型家電等売却 → 資源化	t/年	-	-	-	47	153	156
g3. 残渣焼却	t/年	0	39	43	23	14	13
g3-1. 資源ごみ → h1-1-5	t/年	0	39	43	23	14	13
H. 焼却施設							
h1. 搬入量	t/年	13,120	12,990	13,124	12,900	13,048	12,460
h1-1. 普通ごみ	t/年	12,385	12,260	12,325	12,046	12,186	11,522
h1-1-1. 環境センター ← g2-1	t/年	172	206	190	207	175	171
h1-1-2. 委託搬入	t/年	8,327	7,798	7,729	7,378	7,495	7,356
h1-1-3. 許可搬入	t/年	3,769	4,125	4,246	4,301	4,400	3,906
h1-1-4. 直接搬入	t/年	84	92	111	97	83	64
h1-1-5. 残渣焼却（環境センター）← g3-1	t/年	0	39	43	23	14	13
h1-1-6. 残渣焼却（委託処理）← i2-3, k2-1	t/年	33	0	6	40	19	12
h1-2. 大型ごみ	t/年	735	730	799	854	862	938
h1-2-1. 環境センター ← g2-5-1	t/年	640	564	551	612	639	720
h1-2-2. 許可搬入	t/年	0	0	0	0	0	0
h1-2-3. 直接搬入	t/年	28	16	70	34	26	20
h1-2-4. 残渣焼却（委託処理）← j2-2	t/年	67	150	178	208	197	198
h2. 処分量	t/年	1,226	1,206	1,219	1,289	1,205	1,198
h2-1. 施設処理に伴う資源化	t/年	751	749	639	214	215	193
h2-1-1. 金属類 → 資源化	t/年	55	71	65	65	59	64
h2-1-2. 熔融スラグ → 資源化	t/年	312	286	191	149	156	129
h2-1-3. 熔融飛灰 → 資源化	t/年	384	392	383	0	0	0
h2-2. 残渣埋立	t/年	475	457	580	1,075	990	1,005
h2-2-1. 不燃物埋立処分 → i1-2-1	t/年	475	457	580	677	581	612
h2-2-2. 熔融飛灰埋立処分 → i1-2-1	t/年	0	0	0	398	409	393
h3. 減量化量	t/年	11,894	11,784	11,905	11,611	11,843	11,262

■処理・処分量①（現状推移）つづき

	単位	←実績値	推計値→			目標年度
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
G. 環境センター・リサイクルセンター						
g1. 搬入量	t/年	3,442	3,538	3,549	3,537	3,533
g1-1. 普通ごみ	t/年	169	173	173	172	171
g1-2. 資源ごみ	t/年	1,926	1,956	1,946	1,924	1,907
g1-2-1. 新聞・雑誌・雑がみ	t/年	716	719	721	718	717
g1-2-2. ダンボール	t/年	375	377	377	376	376
g1-2-3. ピン・缶	t/年	478	500	487	471	457
g1-2-4. 布類	t/年	262	263	264	263	262
g1-2-5. ペットボトル	t/年	76	77	78	77	77
g1-2-6. 紙パック	t/年	14	15	14	14	13
g1-2-7. 白色トレイ	t/年	5	5	5	5	5
g1-3. 埋立ごみ	t/年	348	346	347	345	345
g1-4. 有害ごみ	t/年	18	16	16	16	16
g1-5. 大型ごみ	t/年	1,150	1,220	1,240	1,252	1,265
g2. 搬出量	t/年	3,085	3,184	3,193	3,183	3,179
g2-1. 普通ごみ → h1-1-1	t/年	169	173	173	172	171
g2-2. 資源ごみ	t/年	1,918	1,948	1,938	1,916	1,899
g2-2-1. 紙類 → 直接資源化	t/年	716	719	721	718	717
g2-2-2. ダンボール → 直接資源化	t/年	375	377	377	376	376
g2-2-3. ピン・缶 → j1	t/年	477	499	486	470	456
g2-2-4. 布類 → 直接資源化	t/年	262	263	264	263	262
g2-2-5. ペットボトル → 資源化	t/年	72	73	74	73	73
g2-2-6. 紙パック → 直接資源化	t/年	12	13	12	12	11
g2-2-7. 白色トレイ → 資源化	t/年	4	4	4	4	4
g2-3. 埋立ごみ → k1	t/年	348	346	347	345	345
g2-4. 有害ごみ（乾電池・蛍光灯） → 資源化	t/年	18	16	16	16	16
g2-5. 大型ごみ	t/年	1,149	1,220	1,239	1,251	1,264
g2-5-1. 大型可燃 → h1-2-1	t/年	687	729	741	748	756
g2-5-2. 大型プラスチック類 → i1	t/年	145	154	156	158	160
g2-5-3. 金属類売却 → 資源化	t/年	173	184	187	188	190
g2-5-4. 小型家電等売却 → 資源化	t/年	144	153	155	157	158
g3. 残渣焼却	t/年	8	8	8	8	8
g3-1. 資源ごみ → h1-1-5	t/年	8	8	8	8	8
H. 焼却施設						
h1. 搬入量	t/年	12,377	12,718	12,712	12,642	12,607
h1-1. 普通ごみ	t/年	11,515	11,803	11,783	11,704	11,658
h1-1-1. 環境センター ← g2-1	t/年	169	173	173	172	171
h1-1-2. 委託搬入	t/年	7,249	7,431	7,418	7,368	7,339
h1-1-3. 許可搬入	t/年	3,979	4,079	4,072	4,045	4,029
h1-1-4. 直接搬入	t/年	83	85	85	84	84
h1-1-5. 残渣焼却（環境センター）← g3-1	t/年	8	8	8	8	8
h1-1-6. 残渣焼却（委託処理）← i2-3, k2-1	t/年	27	27	27	27	27
h1-2. 大型ごみ	t/年	862	915	929	938	949
h1-2-1. 環境センター ← g2-5-1	t/年	687	729	741	748	756
h1-2-2. 許可搬入	t/年	0	0	0	0	0
h1-2-3. 直接搬入	t/年	38	40	41	41	42
h1-2-4. 残渣焼却（委託処理）← j2-2	t/年	137	146	147	149	151
h2. 処分量	t/年	1,081	1,111	1,110	1,104	1,101
h2-1. 施設処理に伴う資源化	t/年	553	568	568	565	563
h2-1-1. 金属類 → 資源化	t/年	59	61	61	60	60
h2-1-2. 熔融スラグ → 資源化	t/年	126	129	129	129	128
h2-1-3. 熔融飛灰 → 資源化	t/年	368	378	378	376	375
h2-2. 残渣埋立	t/年	528	543	542	539	538
h2-2-1. 不燃物埋立処分 → i1-2-1	t/年	528	543	542	539	538
h2-2-2. 熔融飛灰埋立処分 → i1-2-1	t/年	0	0	0	0	0
h3. 減量化量	t/年	11,296	11,607	11,602	11,538	11,506

■処理・処分量②（現状推移）

基準年度

		単位	H25 (2013)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
I. 粗大ごみ処理施設								
i1.	搬入量（大型プラスチック類） ← g2-5-2	t/年	82	159	178	208	220	212
i2.	処理量	t/年	67	150	178	208	197	198
	i2-1. 金属類 → 資源化	t/年	—	—	—	—	—	0
	i2-2. 残渣焼却 → h1-2-4	t/年	67	150	178	208	197	198
	i2-3. 残渣埋立 → l1-2-2	t/年	—	—	—	—	—	0
J. 資源化等を行う施設								
j1.	搬入量（ビン・缶） ← g2-2-3	t/年	500	585	529	573	572	540
j2.	処理量	t/年	478	523	490	475	543	539
	j2-1. 金属類 → 資源化	t/年	118	164	137	129	232	202
	j2-2. ガラス類 → 資源化	t/年	173	334	236	233	284	334
	j2-3. 残渣焼却 → h1-1-6	t/年	12	0	0	3	19	3
	j2-4. 残渣埋立 → l1-2-3	t/年	175	25	117	110	8	0
K. その他の施設								
k1.	搬入量（埋立ごみ） ← g2-3	t/年	307	305	306	363	363	357
k2.	処理量	t/年	306	302	290	353	310	338
	k2-1. 残渣焼却 → h1-1-6	t/年	21	0	6	37	0	9
	k2-2. 残渣埋立 → l1-2-4	t/年	285	302	284	316	310	329
L. 最終処分場								
l1.	最終処分量	t/年	935	784	981	1,501	1,308	1,334
	l1-1. 直接埋立	t/年	—	—	—	—	—	—
	l1-2. 残渣埋立	t/年	935	784	981	1,501	1,308	1,334
	l1-2-1. 焼却処理 ← h2-2-1, 2	t/年	475	457	580	1,075	990	1,005
	l1-2-2. 粗大ごみ処理施設 ← i2-3	t/年	—	—	—	—	—	0
	l1-2-3. 資源化等を行う施設 ← j2-4	t/年	175	25	117	110	8	0
	l1-2-4. その他の施設 ← k2-2	t/年	285	302	284	316	310	329
l2.	最終処分率	%	6.2	5.2	6.3	9.5	8.1	8.6
M. 資源化量・リサイクル率								
m1.	資源化量	t/年	1,771	2,097	2,164	2,051	2,283	2,600
	m1-1. 直接資源化	t/年	455	540	532	572	629	991
	m1-1-1. 紙類	t/年	150	262	245	290	322	449
	m1-1-2. 紙バック	t/年	17	15	15	13	10	10
	m1-1-3. ダンボール	t/年	158	148	149	147	130	240
	m1-1-4. 布類	t/年	130	115	123	122	167	292
	m1-2. 施設処理に伴う資源化	t/年	1,316	1,557	1,320	896	1,093	1,124
	m1-2-1. 焼却処理	t/年	751	749	639	214	215	193
	m1-2-1-1. 金属類	t/年	55	71	65	65	59	64
	m1-2-1-2. 熔融スラグ	t/年	312	286	191	149	156	129
	m1-2-1-3. 熔融飛灰	t/年	384	392	383	0	0	0
	m1-2-2. 粗大ごみ処理施設	t/年	—	—	—	—	—	0
	m1-2-2-1. 金属類（大型ごみ）	t/年	—	—	—	—	—	0
	m1-2-3. 資源化等を行う施設	t/年	565	808	681	682	878	931
	m1-2-3-1. 金属類（大型ごみ）	t/年	201	229	244	191	122	160
	m1-2-3-2. 金属類（資源ごみ）	t/年	118	164	137	129	232	202
	m1-2-3-3. ガラス類（資源ごみ）	t/年	173	334	236	233	284	334
	m1-2-3-4. ペットボトル	t/年	52	60	45	63	68	63
	m1-2-3-5. 白色トレイ	t/年	5	5	4	4	3	3
	m1-2-3-6. その他（乾電池・蛍光管）	t/年	16	16	15	15	16	13
	m1-2-3-7. その他（小型家電）	t/年	—	—	—	47	153	156
	m1-3. 集団回収	t/年	—	—	312	583	561	485
	m1-3-1. 紙類	t/年	—	—	233	438	411	299
	m1-3-2. 紙バック	t/年	—	—	0	0	10	0
	m1-3-3. ダンボール	t/年	—	—	56	110	108	157
	m1-3-4. 金属類	t/年	—	—	23	35	32	29
m2.	リサイクル率	%	11.8	13.9	13.9	13.0	14.2	16.8

■処理・処分量②（現状推移）つづき

	単位	←実績値		推計値→			目標年度	
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)		
I. 粗大ごみ処理施設								
i1. 搬入量（大型プラスチック類） ← g2-5-2	t/年	145	154	156	158	160		
i2. 処理量	t/年	145	154	156	158	160		
i2-1. 金属類 → 資源化	t/年	8	8	9	9	9		
i2-2. 残渣焼却 → h1-2-4	t/年	137	146	147	149	151		
i2-3. 残渣埋立 → i1-2-2	t/年	0	0	0	0	0		
J. 資源化等を行う施設								
j1. 搬入量（ビン・缶） ← g2-2-3	t/年	477	499	486	470	456		
j2. 処理量	t/年	477	499	485	470	456		
j2-1. 金属類 → 資源化	t/年	130	136	132	128	124		
j2-2. ガラス類 → 資源化	t/年	337	353	343	332	322		
j2-3. 残渣焼却 → h1-1-6	t/年	10	10	10	10	10		
j2-4. 残渣埋立 → i1-2-3	t/年	0	0	0	0	0		
K. その他の施設								
k1. 搬入量（埋立ごみ） ← g2-3	t/年	348	346	347	345	345		
k2. 処理量	t/年	344	346	347	345	345		
k2-1. 残渣焼却 → h1-1-6	t/年	17	17	17	17	17		
k2-2. 残渣埋立 → i1-2-4	t/年	327	329	330	328	328		
L. 最終処分場								
l1. 最終処分量	t/年	855	872	872	867	866		
l1-1. 直接埋立	t/年	—	—	—	—	—		
l1-2. 残渣埋立	t/年	855	872	872	867	866		
l1-2-1. 焼却処理 ← h2-2-1, 2	t/年	528	543	542	539	538		
l1-2-2. 粗大ごみ処理施設 ← i2-3	t/年	0	0	0	0	0		
l1-2-3. 資源化等を行う施設 ← j2-4	t/年	0	0	0	0	0		
l1-2-4. その他の施設 ← k2-2	t/年	327	329	330	328	328		
l1-2. 最終処分率	%	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5		
M. 資源化量・リサイクル率								
m1. 資源化量	t/年	3,269	3,322	3,300	3,263	3,234		
m1-1. 直接資源化	t/年	1,365	1,372	1,374	1,369	1,366		
m1-1-1. 紙類	t/年	716	719	721	718	717		
m1-1-2. 紙バック	t/年	12	13	12	12	11		
m1-1-3. ダンボール	t/年	375	377	377	376	376		
m1-1-4. 布類	t/年	262	263	264	263	262		
m1-2. 施設処理に伴う資源化	t/年	1,439	1,495	1,488	1,472	1,459		
m1-2-1. 焼却処理	t/年	553	568	568	565	563		
m1-2-1-1. 金属類	t/年	59	61	61	60	60		
m1-2-1-2. 熔融スラグ	t/年	126	129	129	129	128		
m1-2-1-3. 熔融飛灰	t/年	368	378	378	376	375		
m1-2-2. 粗大ごみ処理施設	t/年	8	8	9	9	9		
m1-2-2-1. 金属類（大型ごみ）	t/年	8	8	9	9	9		
m1-2-3. 資源化等を行う施設	t/年	878	919	911	898	887		
m1-2-3-1. 金属類（大型ごみ）	t/年	173	184	187	188	190		
m1-2-3-2. 金属類（資源ごみ）	t/年	130	136	132	128	124		
m1-2-3-3. ガラス類（資源ごみ）	t/年	337	353	343	332	322		
m1-2-3-4. ペットボトル	t/年	72	73	74	73	73		
m1-2-3-5. 白色トレイ	t/年	4	4	4	4	4		
m1-2-3-6. その他（乾電池・蛍光灯）	t/年	18	16	16	16	16		
m1-2-3-7. その他（小型家電）	t/年	144	153	155	157	158		
m1-3. 集団回収	t/年	465	455	438	422	409		
m1-3-1. 紙類	t/年	334	327	315	303	294		
m1-3-2. 紙バック	t/年	0	0	0	0	0		
m1-3-3. ダンボール	t/年	104	102	98	94	91		
m1-3-4. 金属類	t/年	27	26	25	25	24		
m2. リサイクル率	%	21.2	21.0	20.9	20.8	20.7		

資料7 ごみ排出量の予測（目標）

施策による効果の試算

■家庭系ごみに対する施策による効果の試算

	単位	備考	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
AA. 普通ごみの減量／排出抑制	t/年		14	29	43	56
aa-1. 組成率	%	1-Sum[ab-1]:[aj-1]	13.147%	13.147%	13.147%	13.147%
aa-2. 削減割合	%	循環基本計画の削減率を準用	1.468%	2.936%	4.404%	5.872%
AB. 普通ごみの減量／食品ロスの削減	t/年		32	63	94	124
ab-1. 組成率	%		33.180%	33.180%	33.180%	33.180%
ab-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	1.280%	2.561%	3.841%	5.121%
AC. 普通ごみの減量／厨芥類の水切り	t/年		28	55	82	109
ac-1. 組成率	%		29.640%	29.640%	29.640%	29.640%
ac-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	1.260%	2.520%	3.780%	5.040%
AD. 普通ごみの適正分別／紙類の資源化	t/年		43	86	128	170
ad-1. 組成率	%		17.376%	17.376%	17.376%	17.376%
ad-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	3.348%	6.696%	10.044%	13.391%
AE. 普通ごみの適正分別／ダンボールの資源化	t/年		8	16	24	32
ae-1. 組成率	%		0.900%	0.900%	0.900%	0.900%
ae-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	12.009%	24.019%	36.028%	48.037%
AF. 普通ごみの適正分別／ビン・缶類の資源化	t/年		2	4	6	8
af-1. 組成率	%		0.233%	0.233%	0.233%	0.233%
af-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	12.009%	24.019%	36.028%	48.037%
AG. 普通ごみの適正分別／衣類の資源化	t/年		5	11	16	21
ag-1. 組成率	%		2.388%	2.388%	2.388%	2.388%
ag-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	3.002%	6.005%	9.007%	12.009%
AH. 普通ごみの適正分別／ペットボトルの資源化	t/年		5	9	14	18
ah-1. 組成率	%		1.048%	1.048%	1.048%	1.048%
ah-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	6.005%	12.010%	18.014%	24.019%
AI. 普通ごみの適正分別／紙パックの資源化	t/年		2	4	5	7
ai-1. 組成率	%		1.650%	1.650%	1.650%	1.650%
ai-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	1.501%	3.002%	4.504%	6.005%
AJ. 普通ごみの適正分別／白色トレイの資源化	t/年		0	1	1	2
aj-1. 組成率	%		0.438%	0.438%	0.438%	0.438%
aj-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	1.501%	3.002%	4.504%	6.005%
AK. 埋立ごみの減量／排出抑制	t/年		5	10	15	20
ak-1. 組成率	%		100.000%	100.000%	100.000%	100.000%
ak-2. 削減割合	%	循環基本計画の削減率を準用	1.468%	2.936%	4.404%	5.872%
AL. 大型ごみの減量／排出抑制	t/年		10	35	73	124
al-1. 組成率	%		100.000%	100.000%	100.000%	100.000%
al-2. 削減割合	%	直近下位推計式	0.836%	2.876%	5.940%	9.976%

■事業系ごみに対する施策による効果の試算

	単位	備考	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
BA. 普通ごみの減量／排出抑制	t/年		24	48	72	95
ba-1. 組成率	%	1-Sum([bb-1],[bj-1])	32.425%	32.425%	32.425%	32.425%
ba-2. 削減割合	%		1.702%	3.404%	5.106%	6.808%
BB. 普通ごみの減量／食品ロスの削減	t/年		27	53	80	107
bb-1. 組成率	%		34.408%	34.408%	34.408%	34.408%
bb-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	1.794%	3.587%	5.381%	7.175%
BC. 普通ごみの適正分別／紙類の適正処理	t/年		23	47	70	94
bc-1. 組成率	%		18.698%	18.698%	18.698%	18.698%
bc-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	2.903%	5.806%	8.709%	11.612%
BD. 普通ごみの適正分別／ダンボールの適正処理	t/年		0	1	1	2
bd-1. 組成率	%		0.115%	0.115%	0.115%	0.115%
bd-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	8.732%	17.464%	26.195%	34.927%
BE. 普通ごみの適正分別／ビン・缶類の適正処理	t/年		1	3	4	6
be-1. 組成率	%		0.373%	0.373%	0.373%	0.373%
be-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	8.732%	17.464%	26.195%	34.927%
BF. 普通ごみの適正分別／衣類の適正処理	t/年		1	2	3	4
bf-1. 組成率	%		1.028%	1.028%	1.028%	1.028%
bf-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	2.183%	4.366%	6.549%	8.732%
BG. 普通ごみの適正分別／ペットボトルの適正処理	t/年		5	10	16	21
bg-1. 組成率	%		1.385%	1.385%	1.385%	1.385%
bg-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	8.732%	17.464%	26.195%	34.927%
BH. 普通ごみの適正分別／紙パックの適正処理	t/年		4	8	13	17
bh-1. 組成率	%		1.105%	1.105%	1.105%	1.105%
bh-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	8.732%	17.464%	26.195%	34.927%
BI. 普通ごみの適正分別／白色トレイの適正処理	t/年		0	1	1	1
bi-1. 組成率	%		0.090%	0.090%	0.090%	0.090%
bi-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	8.732%	17.464%	26.195%	34.927%
BJ. 普通ごみの適正分別／容器包装プラスチックの適正処理	t/年		39	78	117	157
bj-1. 組成率	%		10.373%	10.373%	10.373%	10.373%
bj-2. 削減割合	%	意識調査を踏まえた削減目標	8.732%	17.464%	26.195%	34.927%
BK. 大型ごみの減量／排出抑制	t/年		1	2	3	4
bk-1. 組成率	%		100.000%	100.000%	100.000%	100.000%
bk-2. 削減割合	%	循環基本計画の削減率を準用	1.702%	3.404%	5.106%	6.808%

ごみ排出量の予測（目標）

■ごみ排出量（目標）

	単位	←実績値		推計値→			目標年度
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
A. 総人口	人	52,921	53,166	53,126	53,073	53,000	
a1. 計画収集人口	人	52,921	53,166	53,126	53,073	53,000	
a2. 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	
B. 家庭系ごみ排出量	t/年	10,772	10,872	10,750	10,555	10,380	
	g/人/日	557.668	560.251	552.866	544.869	536.573	
b1. 普通ごみ	t/年	7,353	7,308	7,138	6,935	6,755	
	g/人/日	380.666	376.593	367.103	357.997	349.186	
b2. 資源ごみ	t/年	1,926	2,021	2,077	2,118	2,165	
	g/人/日	99.709	104.145	106.819	109.335	111.915	
b2-1. 新聞・雑誌・雑がみ	t/年	716	762	807	846	887	
	g/人/日	37.067	39.267	41.504	43.672	45.852	
b2-2. ダンボール	t/年	375	385	393	400	408	
	g/人/日	19.414	19.840	20.212	20.649	21.091	
b2-3. ビン・缶	t/年	478	502	491	477	465	
	g/人/日	24.746	25.869	25.252	24.624	24.037	
b2-4. 布類	t/年	262	268	275	279	283	
	g/人/日	13.564	13.810	14.143	14.402	14.629	
b2-5. ペットボトル	t/年	76	82	87	91	95	
	g/人/日	3.935	4.226	4.474	4.698	4.911	
b2-6. 紙パック	t/年	14	17	18	19	20	
	g/人/日	0.725	0.876	0.926	0.981	1.034	
b2-7. 白色トレイ	t/年	5	5	6	6	7	
	g/人/日	0.259	0.258	0.309	0.310	0.362	
b3. 埋立ごみ	t/年	348	341	337	330	325	
	g/人/日	18.016	17.572	17.332	17.035	16.800	
b4. 有害ごみ	t/年	18	16	16	16	16	
	g/人/日	0.932	0.825	0.823	0.826	0.827	
b5. 大型ごみ	t/年	1,127	1,186	1,182	1,156	1,119	
	g/人/日	58.345	61.116	60.790	59.675	57.844	
C. 事業系ごみ排出量	t/年	4,188	4,260	4,143	4,005	3,877	
	t/日	11.474	11.671	11.320	10.973	10.622	
c1. 普通ごみ	t/年	4,127	4,197	4,081	3,944	3,817	
	t/日	11.307	11.499	11.150	10.805	10.458	
c2. 大型ごみ	t/年	61	63	62	61	60	
	t/日	0.167	0.173	0.169	0.167	0.164	
D. ごみ排出量	t/年	14,960	15,132	14,893	14,560	14,257	
	g/人/日	774.481	779.775	765.939	751.614	736.986	
E. 集回収量	t/年	465	455	438	422	409	
	g/人/日	24.073	23.447	22.526	21.784	21.142	
F. ごみ総排出量	t/年	15,425	15,587	15,331	14,982	14,666	
	g/人/日	798.554	803.222	788.465	773.398	758.129	
1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	799	803	788	773	758	
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人/日	458	456	446	436	425	
事業系ごみ排出量	t/年	4,188	4,260	4,143	4,005	3,877	

■処理・処分量①（目標）

	単位	←実績値	推計値→				目標年度
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
G. 環境センター・リサイクルセンター							
g1. 搬入量	t/年	3,442	3,587	3,634	3,642	3,647	
g1-1. 普通ごみ	t/年	169	169	165	160	156	
g1-2. 資源ごみ	t/年	1,926	2,021	2,077	2,118	2,165	
g1-2-1. 新聞・雑誌・雑がみ	t/年	716	762	807	846	887	
g1-2-2. ダンボール	t/年	375	385	393	400	408	
g1-2-3. ピン・缶	t/年	478	502	491	477	465	
g1-2-4. 布類	t/年	262	268	275	279	283	
g1-2-5. ペットボトル	t/年	76	82	87	91	95	
g1-2-6. 紙パック	t/年	14	17	18	19	20	
g1-2-7. 白色トレイ	t/年	5	5	6	6	7	
g1-3. 埋立ごみ	t/年	348	341	337	330	325	
g1-4. 有害ごみ	t/年	18	16	16	16	16	
g1-5. 大型ごみ	t/年	1,150	1,209	1,204	1,178	1,141	
g2. 搬出量	t/年	3,085	3,237	3,286	3,302	3,312	
g2-1. 普通ごみ → h1-1-1	t/年	169	169	165	160	156	
g2-2. 資源ごみ	t/年	1,918	2,014	2,067	2,108	2,155	
g2-2-1. 紙類 → 直接資源化	t/年	716	762	807	846	887	
g2-2-2. ダンボール → 直接資源化	t/年	375	385	393	400	408	
g2-2-3. ピン・缶 → j1	t/年	477	502	490	476	464	
g2-2-4. 布類 → 直接資源化	t/年	262	268	275	279	283	
g2-2-5. ペットボトル → 資源化	t/年	72	78	82	86	90	
g2-2-6. 紙パック → 直接資源化	t/年	12	15	15	16	17	
g2-2-7. 白色トレイ → 資源化	t/年	4	4	5	5	6	
g2-3. 埋立ごみ → k1	t/年	348	341	337	330	325	
g2-4. 有害ごみ（乾電池・蛍光灯） → 資源化	t/年	18	16	16	16	16	
g2-5. 大型ごみ	t/年	1,149	1,207	1,203	1,178	1,141	
g2-5-1. 大型可燃 → h1-2-1	t/年	687	722	719	704	682	
g2-5-2. 大型プラスチック類 → i1	t/年	145	152	152	149	144	
g2-5-3. 金属類売却 → 資源化	t/年	173	182	181	177	172	
g2-5-4. 小型家電等売却 → 資源化	t/年	144	151	151	148	143	
g3. 残渣焼却	t/年	8	7	10	10	10	
g3-1. 資源ごみ → h1-1-5	t/年	8	7	10	10	10	
H. 焼却施設							
h1. 搬入量	t/年	12,377	12,446	12,158	11,799	11,464	
h1-1. 普通ごみ	t/年	11,515	11,540	11,255	10,915	10,608	
h1-1-1. 環境センター ← g2-1	t/年	169	169	165	160	156	
h1-1-2. 委託搬入	t/年	7,249	7,265	7,084	6,870	6,676	
h1-1-3. 許可搬入	t/年	3,979	3,988	3,889	3,771	3,664	
h1-1-4. 直接搬入	t/年	83	83	81	78	76	
h1-1-5. 残渣焼却（環境センター）← g3-1	t/年	8	7	10	10	10	
h1-1-6. 残渣焼却（委託処理）← i2-3, k2-1	t/年	27	28	26	26	26	
h1-2. 大型ごみ	t/年	862	906	903	884	856	
h1-2-1. 環境センター ← g2-5-1	t/年	687	722	719	704	682	
h1-2-2. 許可搬入	t/年	0	0	0	0	0	
h1-2-3. 直接搬入	t/年	38	40	40	39	38	
h1-2-4. 残渣焼却（委託処理）← j2-2	t/年	137	144	144	141	136	
h2. 処分量	t/年	1,081	1,087	1,062	1,030	1,002	
h2-1. 施設資源化	t/年	553	556	543	527	513	
h2-1-1. 金属類 → 資源化	t/年	59	59	58	56	55	
h2-1-2. 熔融スラグ → 資源化	t/年	126	127	124	120	117	
h2-1-3. 熔融飛灰 → 資源化	t/年	368	370	361	351	341	
h2-2. 残渣埋立	t/年	528	531	519	503	489	
h2-2-1. 不燃物埋立処分 → i1-2-1	t/年	528	531	519	503	489	
h2-2-2. 熔融飛灰埋立処分 → i1-2-1	t/年	0	0	0	0	0	
h3. 減量化量	t/年	11,296	11,359	11,096	10,769	10,462	

■処理・処分量②（目標）

	←実績値	推計値→				目標年度
		単位	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
I. 粗大ごみ処理施設						
i1. 搬入量（大型プラスチック類） ← g2-5-2	t/年	145	152	152	149	144
i2. 処理量	t/年	145	152	152	149	144
i2-1. 金属類 → 資源化	t/年	8	8	8	8	8
i2-2. 残渣焼却 → h1-2-4	t/年	137	144	144	141	136
i2-3. 残渣埋立 → l1-2-2	t/年	0	0	0	0	0
J. 資源化等を行う施設						
j1. 搬入量（ビン・缶） ← g2-2-3	t/年	477	502	490	476	464
j2. 処理量	t/年	477	502	490	476	464
j2-1. 金属類 → 資源化	t/年	130	137	134	130	126
j2-2. ガラス類 → 資源化	t/年	337	354	346	336	328
j2-3. 残渣焼却 → h1-1-6	t/年	10	11	10	10	10
j2-4. 残渣埋立 → l1-2-3	t/年	0	0	0	0	0
K. その他の施設						
k1. 搬入量（埋立ごみ） ← g2-3	t/年	348	341	337	330	325
k2. 処理量	t/年	344	341	337	330	325
k2-1. 残渣焼却 → h1-1-6	t/年	17	17	16	16	16
k2-2. 残渣埋立 → l1-2-4	t/年	327	324	321	314	309
L. 最終処分場						
l1. 最終処分量	t/年	855	855	840	817	798
l1-1. 直接埋立	t/年	—	—	—	—	—
l1-2. 残渣埋立	t/年	855	855	840	817	798
l1-2-1. 焼却処理 ← h2-2-1, 2	t/年	528	531	519	503	489
l1-2-2. 粗大ごみ処理施設 ← i2-3	t/年	0	0	0	0	0
l1-2-3. 資源化等を行う施設 ← j2-4	t/年	0	0	0	0	0
l1-2-4. その他の施設 ← k2-2	t/年	327	324	321	314	309
l2. 最終処分率	%	5.5	5.5	5.5	5.5	5.4
M. 資源化量・リサイクル率						
m1. 資源化量	t/年	3,269	3,371	3,394	3,396	3,406
m1-1. 直接資源化	t/年	1,365	1,430	1,490	1,541	1,595
m1-1-1. 紙類	t/年	716	762	807	846	887
m1-1-2. 紙バック	t/年	12	15	15	16	17
m1-1-3. ダンボール	t/年	375	385	393	400	408
m1-1-4. 布類	t/年	262	268	275	279	283
m1-2. 施設処理に伴う資源化	t/年	1,439	1,486	1,466	1,433	1,402
m1-2-1. 焼却処理	t/年	553	556	543	527	513
m1-2-1-1. 金属類	t/年	59	59	58	56	55
m1-2-1-2. 熔融スラグ	t/年	126	127	124	120	117
m1-2-1-3. 熔融飛灰	t/年	368	370	361	351	341
m1-2-2. 粗大ごみ処理施設	t/年	8	8	8	8	8
m1-2-2-1. 金属類（大型ごみ）	t/年	8	8	8	8	8
m1-2-3. 資源化等を行う施設	t/年	878	922	915	898	881
m1-2-3-1. 金属類（大型ごみ）	t/年	173	182	181	177	172
m1-2-3-2. 金属類（資源ごみ）	t/年	130	137	134	130	126
m1-2-3-3. ガラス類（資源ごみ）	t/年	337	354	346	336	328
m1-2-3-4. ペットボトル	t/年	72	78	82	86	90
m1-2-3-5. 白色トレイ	t/年	4	4	5	5	6
m1-2-3-6. その他（乾電池・蛍光灯）	t/年	18	16	16	16	16
m1-2-3-7. その他（小型家電）	t/年	144	151	151	148	143
m1-3. 集団回収	t/年	465	455	438	422	409
m1-3-1. 紙類	t/年	334	327	315	303	294
m1-3-2. 紙バック	t/年	0	0	0	0	0
m1-3-3. ダンボール	t/年	104	102	98	94	91
m1-3-4. 金属類	t/年	27	26	25	25	24
m2. リサイクル率	%	21.2	21.6	22.1	22.7	23.2

資料8 用語説明

< あ行 >

○RDF（あーるでいーえふ）

ごみ固形燃料（Refuse Derived Fuel）の略です。生ごみやプラスチックごみなどの廃棄物を原料とした固形燃料のことです。

○委託収集（いたくしゅうしゅう）

町内の家庭系ごみを、町が民間事業者（一般廃棄物収集運搬業許可業者）に委託して収集することです。

○一般廃棄物（いっばんはいきぶつ）

産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物といいます。一般廃棄物は、固形状の「ごみ」と液状の「生活排水」に分類されます。

また、「ごみ」は、一般家庭から日常生活に伴って発生する「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」に分類されます。

○一般廃棄物処理計画（いっばんはいきぶつしゅりけいかく）

一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第6条1項の規定により市町村が定めなければならないとされている、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画です。

一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な事業について年度ごとに定める「実施計画」があります。

< か行 >

○ガス化熔融炉（がすかようゆうろ）

焼却炉の一種で、ガス化炉と熔融炉を組み合わせた処理方式です。1,300℃以上の高温で燃焼し、熔融（固体が加熱され液状になること。）することで、資源化が可能なスラグを生成できるといった特徴があります。

○家庭系ごみ（かていけいごみ）

一般廃棄物のうち、一般家庭から日常生活に伴って発生する「ごみ」を「家庭系ごみ」といいます。当町では、家庭系ごみは、普通ごみ、有価物（新聞・雑誌・雑がみ、ダンボール、ビン・缶、衣類）、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、埋立ごみ、有害ごみ、大型ごみの区分に分別して収集しています。

○家電リサイクル法（かでんりさいくるほう）

「特定家庭用機器再商品化法」の略称で、排出された家電製品から有用な部分や材料をリサイクルし、資源の有効利用を推進するための法律です。エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が特定家庭用機器として指定されており、消費者及び事業者、小売業者、製造業者等のそれぞれが果たす役割が定められています。

○環境基本法（かんきょうきほんほう）

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律です。国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項が定められています。

○感染性一般廃棄物（かんせんせいいつぱんはいきぶつ）

一般廃棄物のうち、医療関係機関等から排出される感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのある廃棄物をいいます。

○許可収集（きょかしゅうしゅう）

町から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者により「ごみ」を収集し、処理施設に運搬することです。

○建設リサイクル法（けんせつりさいくるほう）

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称で、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）を用いた建築物等の解体工事や一定規模以上の建設工事において、分別解体、再資源化等を義務付けた法律です。

○小型家電リサイクル法（こがたかでんりさいくるほう）

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称で、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機等の使用済小型電子機器の再資源化を促進するための法律です。効率的な収集運搬が可能で再資源化が特に必要なものとして、政令により「家電リサイクル法」の対象となる家電4品目を除く28種類の対象品目が指定されています。

○ごみ処理基本計画（ごみしゅりきほんけいかく）

一般廃棄物処理計画のうち、ごみの処理に関する基本的な事項を定める計画です。

○ごみ総排出量（ごみそうはいしゅつりょう）

ごみ総排出量とは、収集ごみ量、直接搬入ごみ量、集団回収量の合計です。

○ごみ排出量（ごみはいしゅつりょう）

ごみ排出量とは、収集ごみ量、直接搬入量の合計です。

< さ行 >

○災害廃棄物（さいがいはいきぶつ）

豪雨、洪水、がけ崩れ、地震などの災害によって発生した廃棄物を、災害廃棄物といいます。

○災害廃棄物処理計画（さいがいはいきぶつしゅりけいかく）

大規模災害が発生したときに発生する災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、災害廃棄物の処理方針や災害前後の各段階の対応等をあらかじめ定めておく計画です。

○最終処分（さいしゅうしょぶん）

ごみを最終的に埋め立てて処分することです。収集・運搬されたごみは、破碎選別処理、焼却処理などの中間処理により資源化や減溶化・減量化を行い、最終処分しています。

○雑がみ（ざつがみ）

「雑がみ」とは、新聞・雑誌、ダンボール、紙パック以外の包装紙やメモ用紙、お菓子の紙箱などのリサイクルできる紙類のことです。当町では、「雑がみ」を「新聞・雑誌」と併せて有価物として収集し、リサイクルしています。

○産業廃棄物（さんぎょうはいきぶつ）

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定める20種類を産業廃棄物といいます。

なお、産業廃棄物以外の廃棄物は、一般廃棄物となります。

○残渣（ざんさ）

残渣とは、ごみを処理する過程で、最終的に残ったもののことです。

○三成分（さんせいぶん）

三成分とは、ごみの中に含まれる水分、灰分、可燃分の割合です。水分は乾燥させることでなくなる量、灰分は可燃分を燃焼させた後に残る残渣、可燃分はごみの中から水分と灰分を除いた量です。

○事業系ごみ（じぎょうけいごみ）

一般廃棄物のうち、事業活動に伴って発生する「ごみ」を「事業系ごみ」といいます。当町では、事業系ごみは、普通ごみ、大型ごみに分別して処理しています。

なお、その他のごみについては、事業者が自らの責任で、適正な区分により、適正に処理・処分しなければいけません。

○資源回収拠点（しげんかいしゅうきょてん）

公共施設や小売店舗などに資源回収ボックスを設置し、資源物（ペットボトル、紙パック、食品トレイなど）を回収・リサイクルすることです。

○資源有効利用促進法（しげんゆうこうりようそくしんほう）

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称で、循環型社会を形成していくために必要な3Rの取り組みを総合的に推進するための法律です。特に取り組みが必要となる業種や製品を政令で指定し、設計・製造段階における3R対策、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などを事業者に求めています。

○自動車リサイクル法（じどうしゃりさいくるほう）

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称で、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うための法律です。自動車の所有者、関連事業者、自動車製造業者・輸入業者のそれぞれが果たす役割が定められています。

○集団回収（しゅうだんかいしゅう）

町内会などの地域団体が中心となって、新聞・雑誌、ダンボール、ビン・缶などの資源物を集め、民間の回収業者に引き渡してリサイクルすることです。

○循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

循環型社会とは、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

○循環型社会形成推進基本法（じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんきほんほう）

廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立し、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進するための法律です。国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、3Rや廃棄物・リサイクル対策における処理の優先順位が定められています。

○焼却残渣（しょうきやくざんさ）

焼却残渣とは、ごみを焼却処理した後に残る残渣のことです。

○食品リサイクル法（しょくひんりさいくるほう）

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称で、食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物の排出抑制と減量化により最終的に処分する量を減少させるとともに、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するための法律です。

○食品ロス削減推進法（しょくひんろすさくげんすいしんほう）

「食品ロスの削減の推進に関する法律」の略称で、食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割を明らかにするとともに、関係者相互の連携協力により、食品ロスの削減を総合的に推進するための法律です。

○処理残渣（しゅりざんさ）

処理残渣とは、粗大ごみ処理施設等の中間処理施設で処理された破碎ごみや中間処理により発生する残渣のことです。

○3R（すりーあーる）

3Rとは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの頭文字を取ったものです。循環型社会形成推進基本法では、廃棄物・リサイクル対策の優先順位を明確にしており、最初に廃棄物を発生抑制（Reduce）し、第2に廃棄物を再使用（Reuse）し、第3に廃棄物を再生利用（Recycle）し、第4に熱回収を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分することとしています。

○生活排水処理基本計画（せいかつはいすいしゅりきほんけいかく）

一般廃棄物処理計画のうち、生活排水の処理に関する基本的な事項を定める計画です。

○総資源化量（そうしげんかりょう）

総資源化量とは、資源化したごみの量のことです。具体的には、ビン・缶、ペットボトル、古紙等を資源化した量、粗大ごみや不燃ごみを処理して回収した鉄やアルミ等の量、焼却残渣をスラグ化し再利用した量等が挙げられます。

< た行 >

○厨芥類（ちゅうかいりい）

厨芥類とは、家庭の台所、食料品の製造・販売や飲食店等の事業所から出てくる野菜くずや食べ物の残りなどの生ごみのことです。

○中間処理（ちゅうかんしより）

破砕選別処理、焼却処理など、ごみを資源化、減容化・減量化する処理のことです。

○低位発熱量（ていいはつねつりょう）

燃料が燃焼した時に発生するエネルギー（発熱量）を表示する際の条件を示すもので、燃料の燃焼によって生成された水分が奪う熱量を除いたものを示します。焼却施設を設計する際の基準値の一つです。

○適正処理困難物（てきせいしよりこんなんぶつ）

市町村が処理する廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難となっている製品等のことです。省令により、自動車のゴムタイヤ、テレビ、冷蔵庫、スプリングマットレスが指定されています。

○てまえどり

消費者が食品を購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある賞味期限や消費期限の近づいている商品を積極的に選ぶことです。期限の過ぎた食品が廃棄されることによる食品ロスを削減する効果が期待されています。

○店頭資源回収（てんとうしげんかいしゅう）

事業者の自主的な取り組みとして、小売店舗などに資源回収ボックスを設置し、資源物（ペットボトル、紙パック、食品トレイなど）を回収・リサイクルすることです。

○特別管理一般廃棄物（とくべつかんりいっばんはいきぶつ）

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるPCB使用部品、廃水銀、ばいじん、一定量以上のダイオキシン類を含むばいじん等の処理物、感染性一般廃棄物等をいいます。

< は行 >

○廃棄物（はいきぶつ）

廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となった物」をいい、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のものとされています。

○廃棄物処理法（はいきぶつしよりほう）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称で、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。廃棄物の定義や処理責任、処理方法・処理施設・処理業の基準などが定められています。

○排出原単位（はいしゅつげんたんい）

家庭系ごみでは1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（g/人/日）、事業系ごみでは1日あたりの事業系ごみ排出量（t/日）のことです。

○排出量（はいしゅつりょう）

→ ごみ総排出量（ごみそうはいしゅつりょう）、ごみ排出量（ごみはいしゅつりょう）

○ばいじん

ごみの焼却等により発生する煙やスス、チリ等の中に含まれる微粒子のことです。

○PCB（ピーシービー）

ポリ塩化ビフェニル（Poly Chlorinated Biphenyl）の略です。人工的に作られた主に油状の物質で、電気絶縁性が高く、電気機器の絶縁油などで使用されていましたが、その毒性が明らかになり、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

○PDCA サイクル（ピーでいーしーえーさいくる）

PDCA とは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善）のサイクルを繰り返し、継続的に進捗状況の確認と改善を図っていく管理手法のことです。

○飛灰（ひばい）

ごみの焼却等により発生する煙やススを集塵装置で集めたもののことです。

○プラスチック資源循環促進法（ぶらすちっくしげんじゅんかんそくしんほう）

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の略称で、プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に対する環境配慮設計、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等により、プラスチックの資源循環を総合的に促進するための法律です。

< ま行 >

○水切り（みずきり）

生ごみなどの水を切ることです。水切りにより生ごみの重量を減らすことで、運搬効率や焼却効率が上がり、二酸化炭素の排出も減らすことができます。また、腐敗や悪臭の防止にもつながります。

< や行 >

○山元還元（やまもとかんげん）

銅や鉛などの非鉄金属が高濃度で含まれている溶融飛灰から、鉱山（製錬所）の設備を用いて金属資源を回収してリサイクルする方法です。

○容器包装リサイクル法（ようきほうそうりさいくるほう）

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称で、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルの促進により、廃棄物の減量化と資源の有効利用を図るための法律です。ビン・缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装等の容器包装について、消費者の分別排出、市町村の分別収集、事業者のリサイクルなど、それぞれが果たす役割が定められています。

○溶融スラグ（ようゆうすらぐ）

ごみや焼却灰を1,300℃以上の高温で加熱・溶融（固体が加熱され液状になること。）し、冷却固化して生成されるガラス質の固化物のことです。コンクリートや道路舗装の骨材として有効利用されています。

○溶融飛灰（ようゆうひばい）

ごみや焼却灰を1,300℃以上の高温で加熱・溶融（固体が加熱され液状になること。）したときに発生する排ガス中に含まれる「ばいじん」を集塵装置で集めたもののことです。銅や鉛などの非鉄金属が高濃度で含まれていることから、再処理して金属資源がリサイクルされています。

<ら行>

○リサイクル率（りさいくるりつ）

リサイクル率とは、1年間のごみの総排出量に対し、リサイクルした量（総資源化量）の割合のことです。

○類似団体（るいじだんたい）

類似団体とは、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村を、総務省の「類似団体別市町村財政指数表」の類型により分類したものです。

府中町ごみ処理基本計画〔改定版〕

発行日：令和5（2023）年3月

発行・編集：府中町 町民生活部 環境課

〒735-8686

広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

TEL：082-286-3242

FAX：082-286-4022

URL：<https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/>

E-mail：kankyoka@town.fuchu.hiroshima.jp